

お お つ ゴ ー ル ド プ ラ ン 2027

第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 認知症施策推進計画

(素案)

令和8年8月

大 津 市

目次

I 総論

p 1 第1章 計画策定の趣旨

- p 1 1 計画策定の概要について
- p 2 2 介護保険制度等の改正の動向
- p 2 3 第10期計画策定の考え方
- p 3 4 計画の策定過程

p 4 第2章 高齢者を取り巻く現状

- p 4 1 人口及び高齢化等の現状
- p 9 2 保健福祉ブロックと日常生活圏域の状況
- p 11 3 2040年の大津市の姿
- p 16 4 各種実態調査からみる大津市の状況

p 31 第3章 第9期計画の実施状況

- p 31 第9期計画の施策体系
- p 33 基本目標1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち
(在宅医療・介護連携の推進)
- p 38 基本目標2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち(認知症施策の推進)
- p 42 基本目標3 地域の中で安心して暮らせるまち
(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)
- p 48 基本目標4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち
(介護予防サービス・生きがいづくりの推進)
- p 53 基本目標5 必要な介護保険サービスを利用できるまち
(介護保険サービスの充実)

p 58 第4章 第10期計画の基本理念及び基本目標

- p 58 1 基本理念
- p 59 2 基本目標及び認知症施策推進計画
- p 61 3 施策の体系

Ⅱ 各論「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

p 65	第1章	医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち	—————
p 68	第2章	地域の中で安心して暮らせるまち	—————
p 75	第3章	高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち	—————
p 80	第4章	必要な介護保険サービスを利用できるまち	—————

Ⅲ 各論「認知症施策推進計画」

p 88	第1章	認知症の人やその家族をはじめ、市民や地域の声	—————
p 93	第2章	計画の基本的な方向性	—————
p 94	第3章	主要施策の展開	—————
p 94	1	認知症に関する知識・理解の普及啓発	
p 95	2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進	
p 96	3	認知症の人の意思決定の支援等	
p 98	4	保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備	
p 99	5	認知症予防や早期発見のための対策の推進	

I

総論

1 計画策定の概要について

(1) 策定の目的

本市では、これまでの「おおつゴールドプラン2024（第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の取組を継承し、「地域の中で、いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまちおおつ」を実現するために「おおつゴールドプラン2027（第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、大津市認知症施策推進計画）」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

(2) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、本市の高齢者を対象として、心身の健康保持と生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、その福祉サービス全般にわたる供給体制を確保するための計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、本市における介護給付及び地域支援事業等の必要なサービス量を見込み、介護保険事業の円滑な推進のための方策や地域包括支援センターの適切な運営に係る必要な施策等について定める計画です。

さらに、認知症施策推進計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、本市における認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

今回の計画は第10期目の計画となりますが、これまでと同様に高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するとともに、新たに認知症施策推進計画についても本計画と一体のものとして策定します。

(3) 計画の期間

第10期計画は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間を計画期間とします。

2 介護保険制度等の改正の動向

今般、改正された社会福祉法では、介護保険制度について、人口減少や介護人材不足を踏まえた地域包括ケア体制の維持強化が大きな柱となっています。特に中山間地域等では、介護事業所の維持が困難となっていることから、人員配置基準等を柔軟化できる「特定地域サービス」の創設や、市町村が主体となってサービス確保に関与する仕組みが盛り込まれています。また、ケアマネジャー更新制の廃止・研修の見直しがされるなど、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる体制整備を進めることが重要となります。

3 第10期計画策定の考え方

(1) 第10期計画に係る基本指針の基本的な考え方

2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められます。

地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、県、市、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業計画に定めます。

(2) 第10期計画における重点的な取り組み

本計画では、国の第10期介護保険事業計画基本指針を軸とし、以下の5点を重点的に推進します。

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者人口の増加が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。そのため、医療・介護連携の強化や介護予防の推進に加え、地域住民や関係団体と連携した生活支援体制の取組を進めます。また、地域活動の担い手となる元気高齢者の活躍促進を図り、高齢者同士が支え合う地域づくりを推進します。

○ 高齢者の活躍と介護予防・重度化防止の推進

高齢者が地域で役割を持ち、生きがいを感じられるよう情報発信に取り組むほか、医療・介護・健診等のデータ分析により地域の健康課題を把握し、高齢者への個別支援に取り組むなど、高齢者の活躍支援と介護予防・重度化防止に取り組めます。

○ 介護サービス提供体制の計画的な整備

2040年に向けて高齢者人口の増加が見込まれるため、介護ニーズの更なる増大や多様化に対応できるよう、介護サービス提供体制の計画的な整備が必要となります。介護人材の確保が喫緊の課題となる中で、介護の仕事の社会的な重要性や魅力の発信、介護現場の生産性の向上の推進などによる担い手確保・定着に向けた取組を滋賀県と連携して進め、持続可能な介護サービスの基盤の構築を目指します。

○ 認知症施策の取組強化

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への正しい理解を広げる普及啓発を進めるとともに、認知症サポーターの養成や本人・家族支援の充実を図ります。また、医療・介護連携を強化し、早期発見・早期支援につなげる体制整備を進めるほか、認知症の人の社会参加や活躍の機会づくりを推進することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

○ 介護家族やケアラー支援の取組強化

高齢化の進展に伴い、高齢者を介護する家族等の負担は増加しています。本市では、介護家族やケアラー（＊）が孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援体制の充実や介護講座の実施などに取り組めます。また、地域包括支援センターや医療・介護関係機関等との連携を強化し、介護と仕事、生活の両立を支える環境づくりを進めます。

＊ケアラーとは：家族や親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他必要な援助を提供する人のことをいう。

4 計画の策定過程

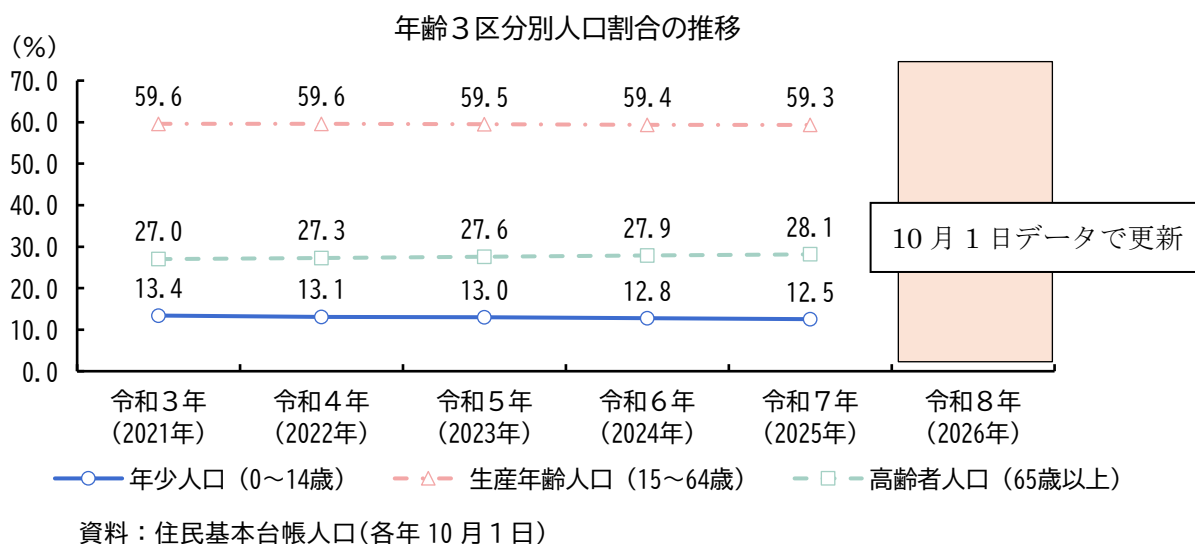
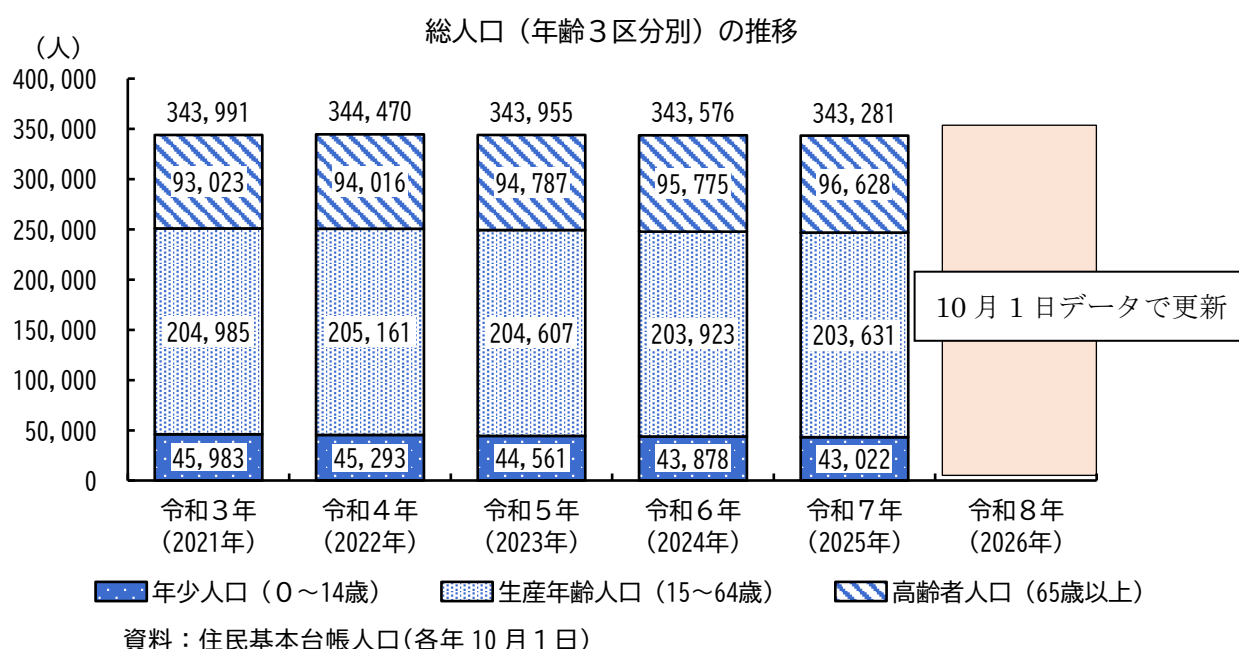
大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催

1 人口及び高齢化等の現状

(1) 高齢者人口

本市の総人口は、令和3年（2023年）以降減傾向にあり、令和7年（2025年）では343,281人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

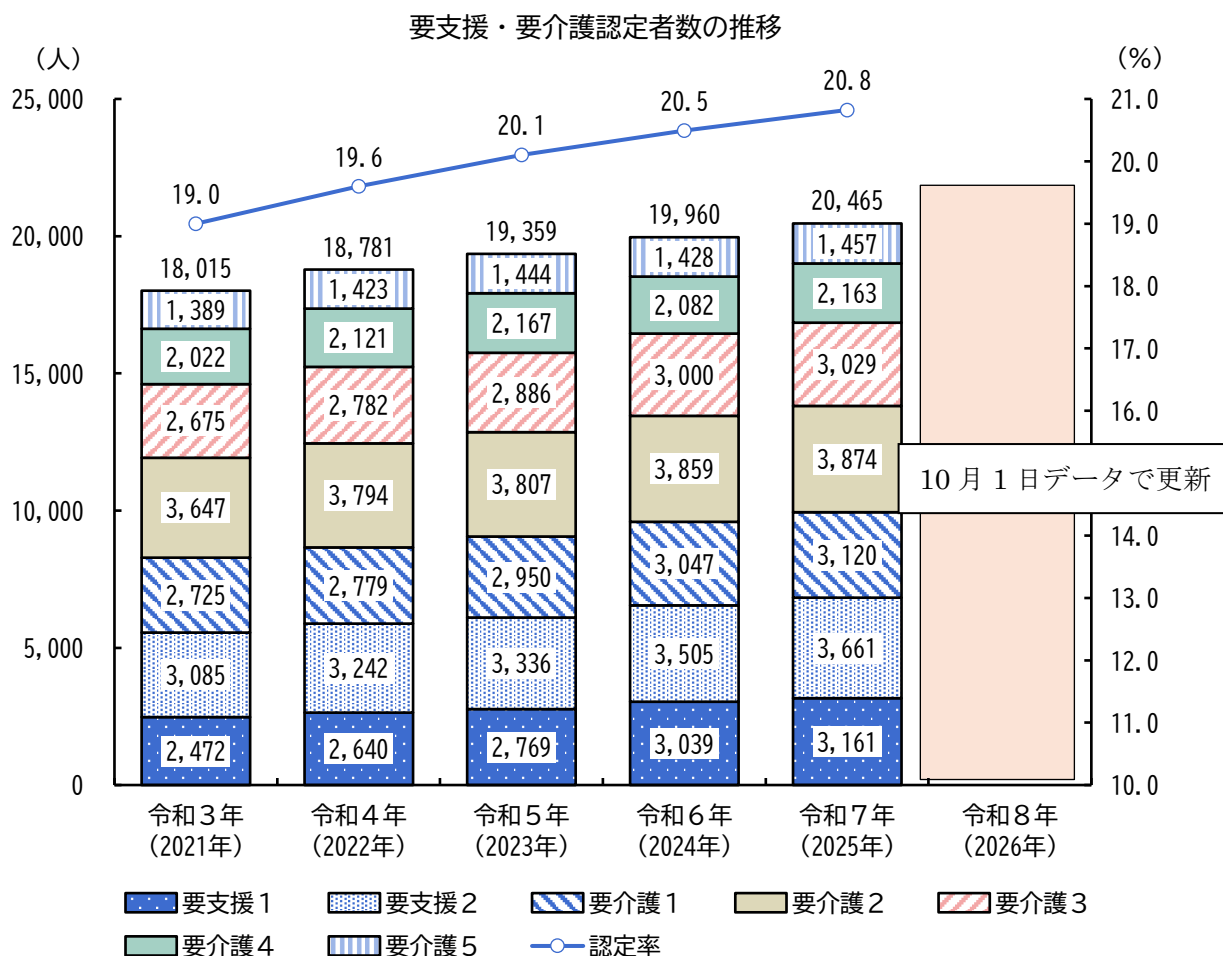
65歳以上の高齢者人口の総人口に占める高齢化率をみると、上昇傾向で推移しており、令和7年（2025年）には28.1%となっています。



(2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数（以下「認定者数」という。）は、これまで増加傾向で推移しており、令和7年（2025年）には20,465人となっています。第1号被保険者の要支援・要介護認定率（以下「認定率」という。）も上昇傾向となっており、令和7年（2025年）には20.8%となっています。

要介護度別にみると、要支援2と要介護2の割合が多くなっています。

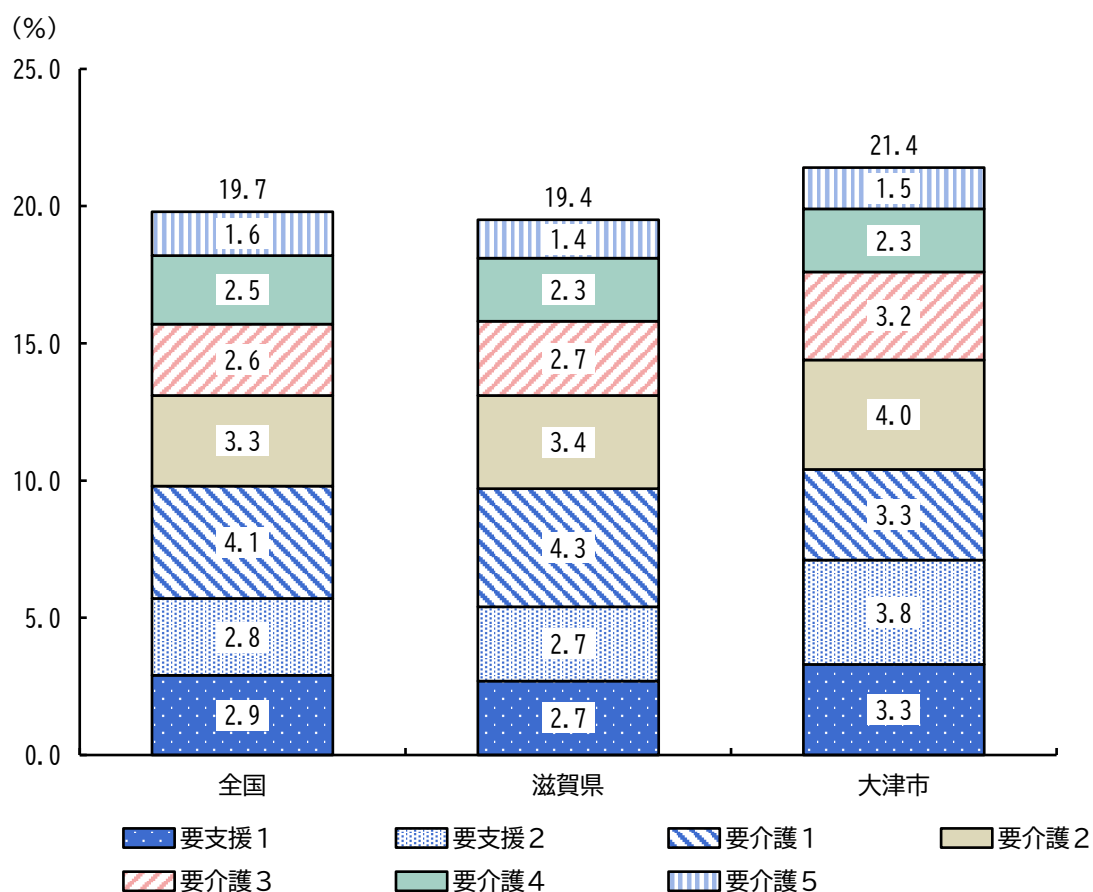


資料：介護保険事業状況報告(各年10月1日)

調整済み認定率（要介護度別）を全国や滋賀県と比較してみると、特に要支援1、2と要介護2、3の認定率が高くなっています。

※調整済み認定率：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味する。（性・年齢調整は、「全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だった」として計算をしたもの。）

調整済み認定率（要介護度別）令和6年(2024年)の全国、滋賀県との比較

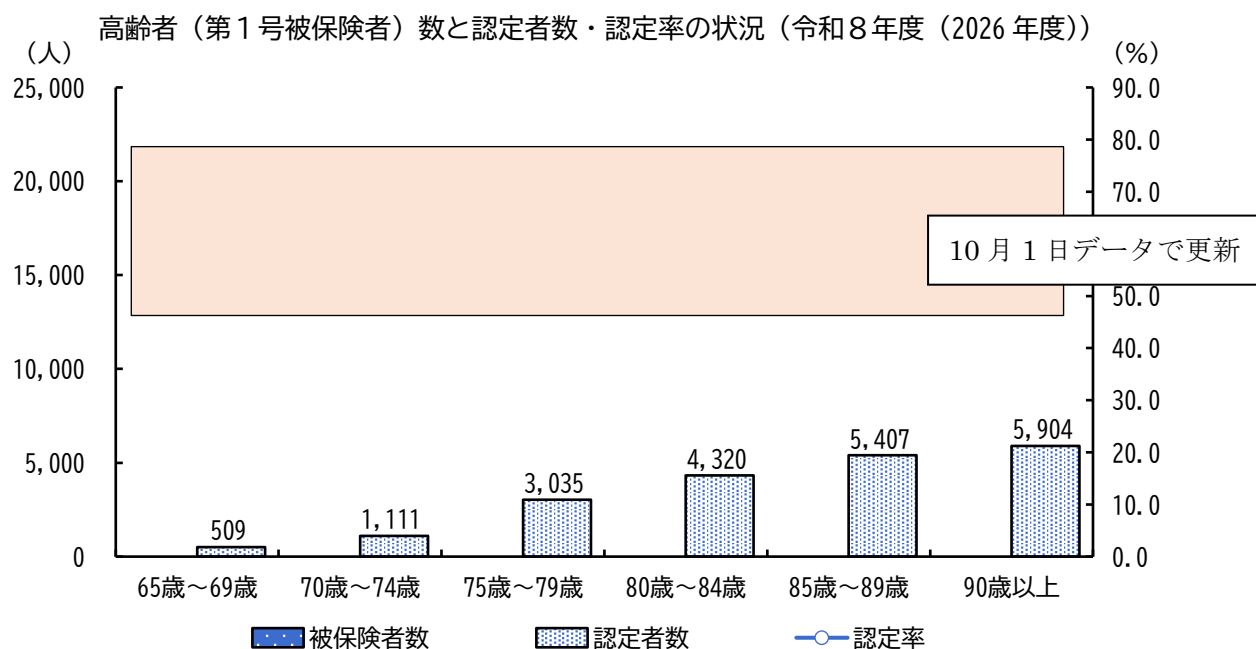


（時点）令和6年(2024年)

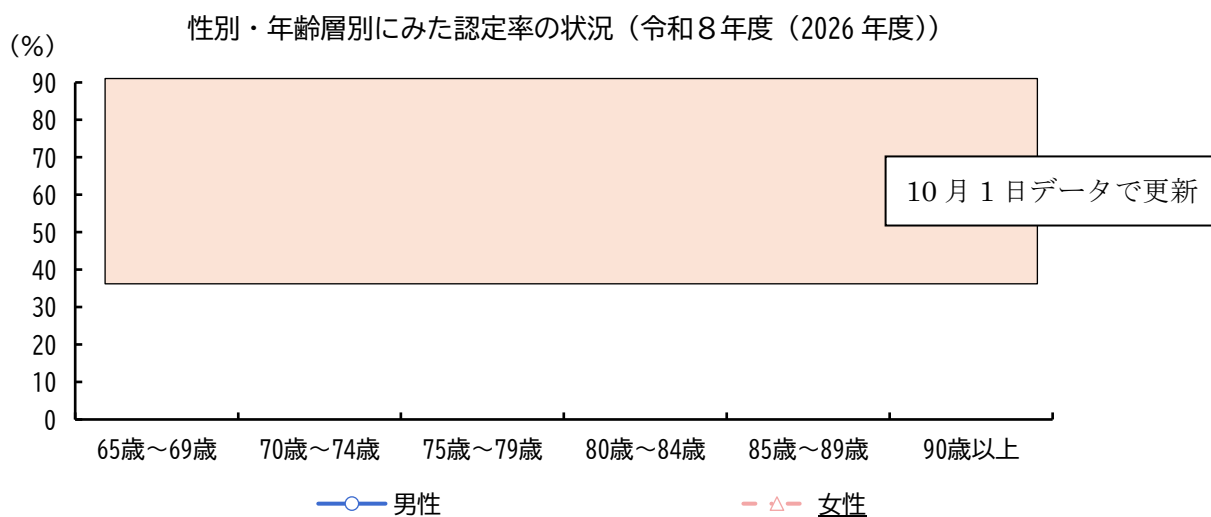
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資料：地域包括ケア「見える化」システム

10月1日のデータ反映後に更新



資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告(10月1日)）

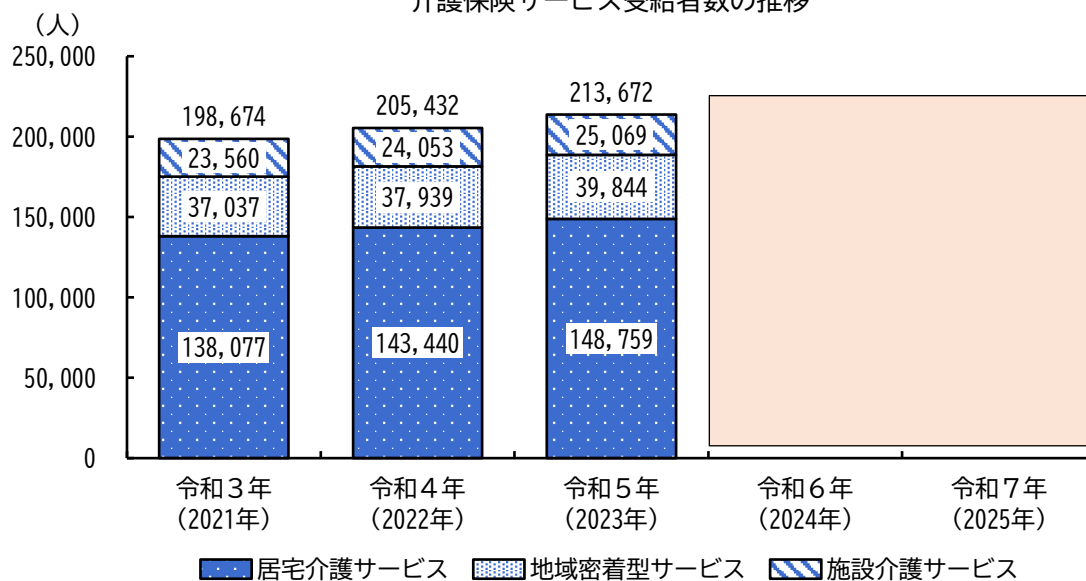


資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告(10月1日)）

(3) サービス受給者数と給付額の推移

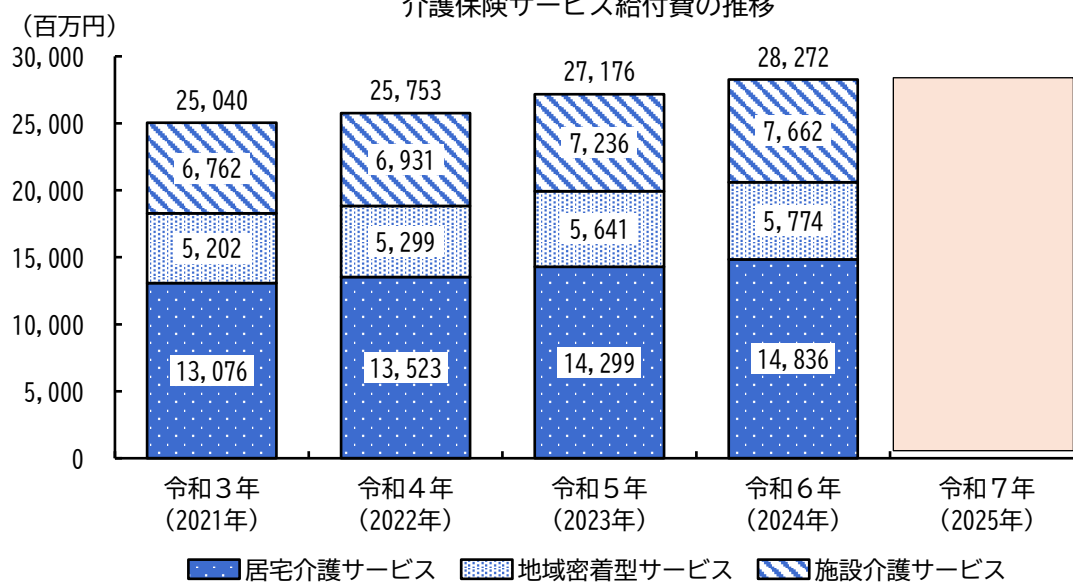
10月1日のデータ反映後に更新

介護保険サービス受給者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(年報)

介護保険サービス給付費の推移



資料：介護保険課

2 保健福祉ブロックと日常生活圏域の状況

(1) 保健福祉ブロックと日常生活圏域の設定

本市では、保健福祉施策推進の基本となる「保健福祉ブロック」を7か所と設定し、更に地域包括ケアシステムの構築のための日常生活圏域を15か所と設定しています。

各ブロックに1か所、直営による基幹型の地域包括支援センターを、その他の日常生活圏域には委託による圏域型の地域包括支援センターを設置し、互いが連携して地域包括ケアシステムの構築を目指しています。なお、本市では地域包括支援センターを「あんしん長寿相談所」の愛称で呼んでいます（以下、「あんしん長寿相談所」という。）。

保健福祉ブロックと日常生活圏域、担当あんしん長寿相談所

保健福祉ブロック		日常生活圏域	担当あんしん長寿相談所
1	志賀ブロック	(1)小松、木戸	小松あんしん長寿相談所
		(2)和邇、小野	和邇あんしん長寿相談所
2	北部ブロック	(3)葛川、伊香立、真野、真野北	真野あんしん長寿相談所
		(4)堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	堅田あんしん長寿相談所
3	中北部ブロック	(5)雄琴、日吉台、坂本	比叡あんしん長寿相談所
		(6)下阪本、唐崎	比叡第二あんしん長寿相談所
4	中部ブロック	(7)滋賀、山中比叡平	中第二あんしん長寿相談所
		(8)藤尾、長等、逢坂、中央	中あんしん長寿相談所
5	中南部ブロック	(9)平野、膳所	膳所あんしん長寿相談所
		(10)富士見、晴嵐	晴嵐あんしん長寿相談所
6	南部ブロック	(11)石山、南郷	南あんしん長寿相談所
		(12)大石、田上	南第二あんしん長寿相談所
7	東部ブロック	(13)上田上、青山	青山あんしん長寿相談所
		(14)瀬田、瀬田南	瀬田あんしん長寿相談所
		(15)瀬田北、瀬田東	瀬田第二あんしん長寿相談所

(2) ブロック別人口等の状況

10月1日のデータ反映後に更新

保健福祉ブロックの人口等の状況

保健福祉ブロック		人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（％）	認定率（％）
1	志賀ブロック	20,487	7,750	37.8%	10月1日データで更新
2	北部ブロック	48,726	14,948	30.7%	
3	中北部ブロック	49,643	13,152	26.5%	
4	中部ブロック	52,918	15,517	29.3%	
5	中南部ブロック	60,474	16,576	27.4%	
6	南部ブロック	32,993	11,504	34.9%	
7	東部ブロック	77,414	17,565	22.7%	
計（高齢化率、認定率は平均）		342,655	97,012	28.3%	

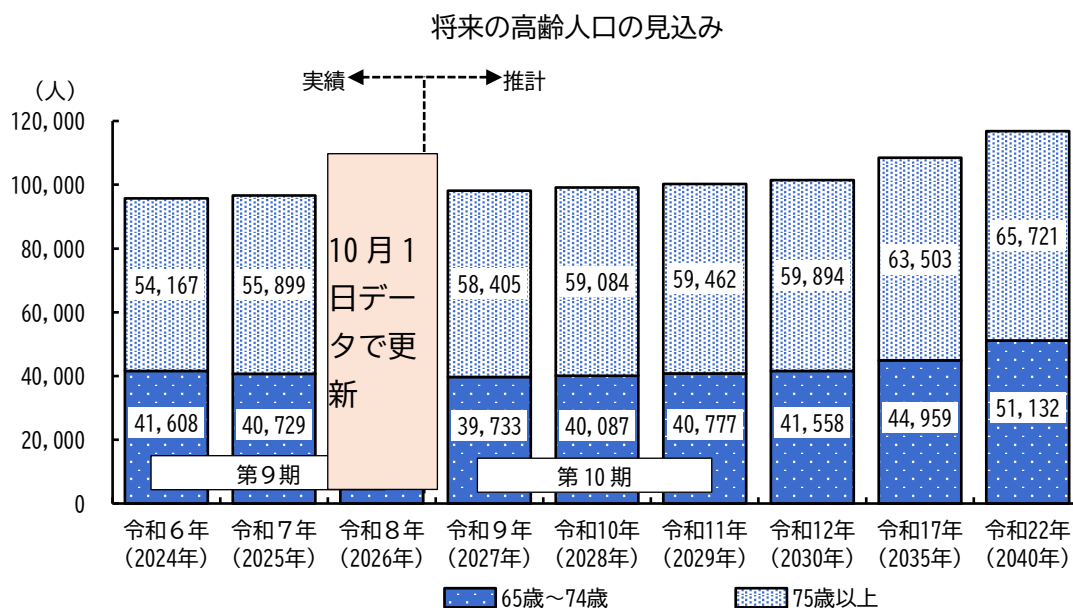
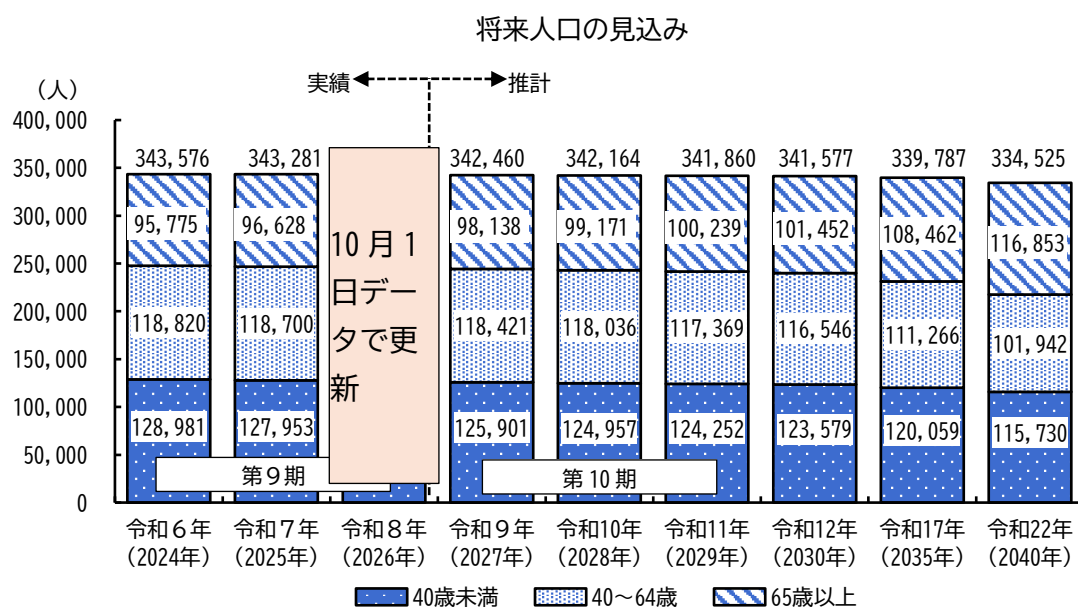
資料：人口、高齢者人口は令和8年（2026年）10月1日現在、住民基本台帳人口
認定率（認定者数）は令和8年（2026年）10月1日現在、介護保険課

3 2040 年の大津市の姿

(1) 高齢者人口の推計

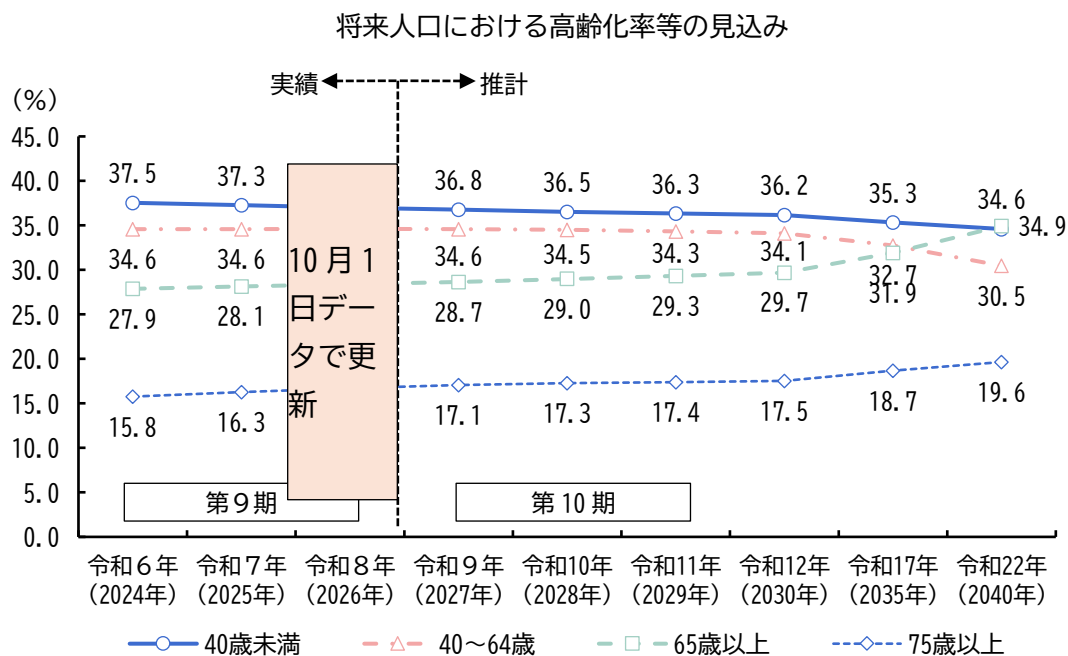
本市の将来人口は、コーホート法による推計により、徐々に減少していくと見込んでおり、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる令和22年（2040年）には、人口は334,525人になると見込んでいます。

一方、高齢者人口は、増加し続け、令和22年（2040年）には116,853人に増加すると見込んでいます。



高齢化率は、令和7年（2025年）に28.1%、令和22年（2040年）に34.9%になると見込んでいます。

また、65歳以上人口のなかでも、75歳以上人口は、令和7年（2025年）に16.3%、令和22年（2040年）に19.6%まで上昇すると見込んでいます。



高齢者人口等の推計総括表

区分	実績人口			推計人口		
	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 8 年 (2026 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 10 年 (2028 年)	令和 11 年 (2029 年)
	第 9 期			第 10 期		
総人口	343, 576	343, 281	10 月 1 日デー タで更 新	342, 460	342, 164	341, 860
40 歳未満	128, 981	127, 953		125, 901	124, 957	124, 252
40～64 歳（第 2 号被保険者）	118, 820	118, 700		118, 421	118, 036	117, 369
65 歳以上（第 1 号被保険者）	95, 775	96, 628		98, 138	99, 171	100, 239
65 歳～69 歳	19, 875	20, 001		20, 521	21, 091	21, 540
70 歳～74 歳	21, 733	20, 728		19, 212	18, 996	19, 237
75 歳～79 歳	21, 835	23, 218		23, 522	22, 031	20, 295
80 歳～84 歳	16, 002	15, 772		16, 368	17, 807	19, 151
85 歳～89 歳	9, 449	9, 803		10, 911	11, 495	12, 234
90 歳以上	6, 881	7, 106		7, 604	7, 751	7, 782
65 歳以上：％	27. 9	28. 1		28. 7	29. 0	29. 3
75 歳以上：％	15. 8	16. 3		17. 1	17. 3	17. 4
80 歳以上：％	9. 4	9. 5		10. 2	10. 8	11. 5

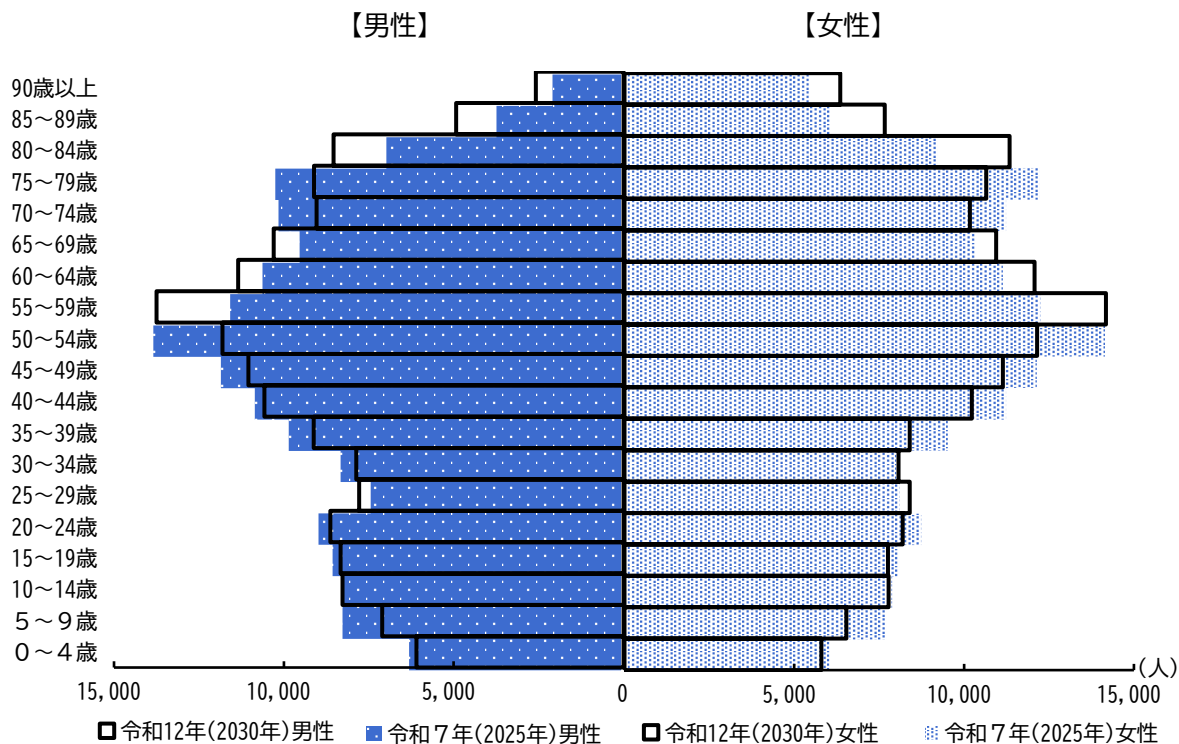
区分	将来展望人口		
	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
総人口	341, 577	339, 787	334, 525
40 歳未満	123, 579	120, 059	115, 730
40～64 歳（第 2 号被保険者）	116, 546	111, 266	101, 942
65 歳以上（第 1 号被保険者）	101, 452	108, 462	116, 853
65 歳～69 歳	22, 161	23, 752	27, 962
70 歳～74 歳	19, 397	21, 207	23, 170
75 歳～79 歳	19, 386	18, 234	20, 035
80 歳～84 歳	20, 352	17, 773	16, 351
85 歳～89 歳	12, 060	16, 253	14, 435
90 歳以上	8, 096	11, 243	14, 900
65 歳以上：％	29. 7	31. 9	34. 9
75 歳以上：％	17. 5	18. 7	19. 6
80 歳以上：％	11. 9	13. 3	13. 7

資料：住民基本台帳よりコーホート法により推計

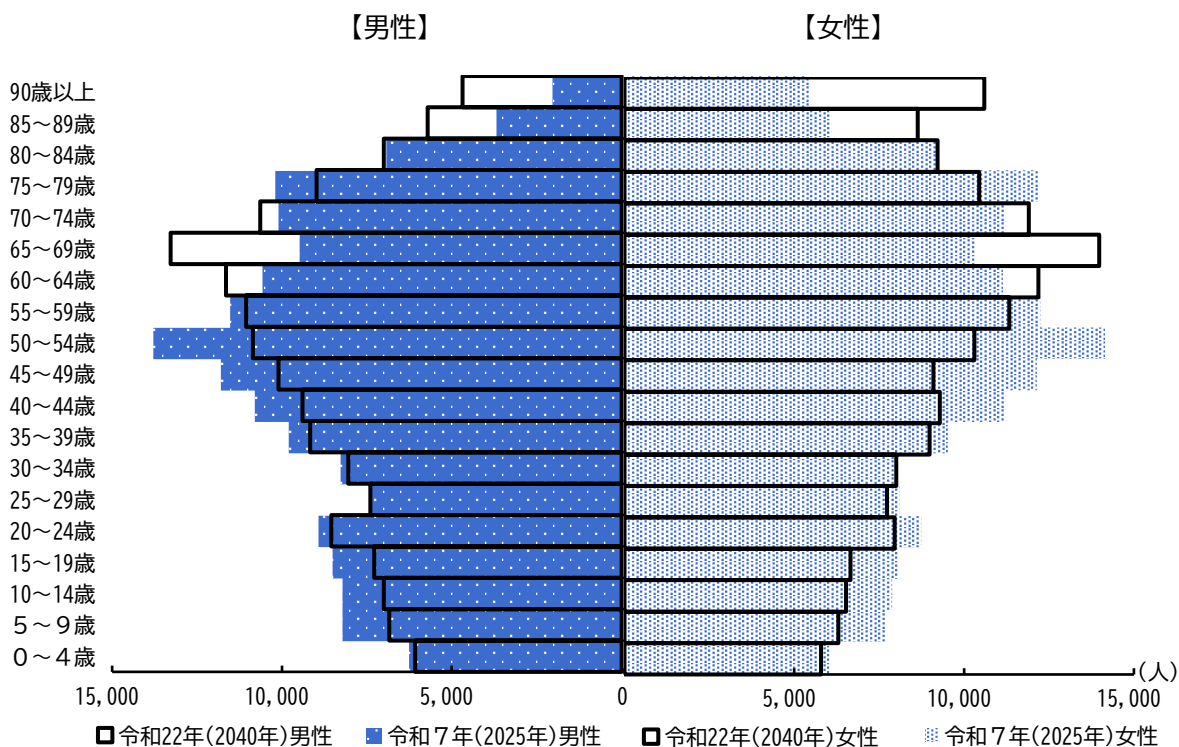
人口ピラミッドをみると、令和7年（2025年）では、男女とも、団塊の世代を含む70歳から79歳までの高齢者が多くなっています。

令和12年（2030年）には、この年齢層が80歳以上となり、令和22年（2040年）には、団塊ジュニアの世代も65歳以上の高齢者となります。

将来人口ピラミッド（令和7年（2025年）と令和12年（2030年）の比較）

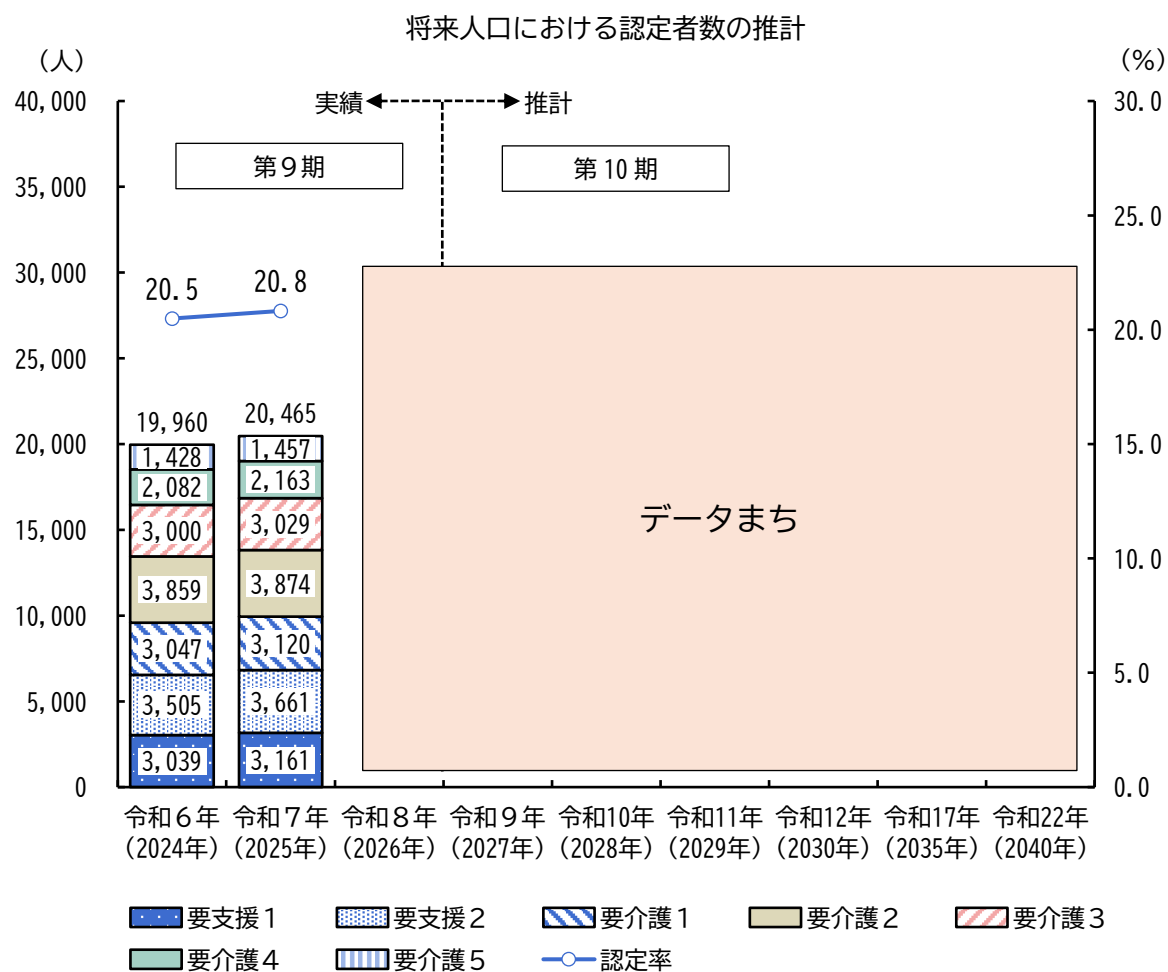


将来人口ピラミッド（令和7年（2025年）と令和22年（2040年）の比較）



(2) 認定者数の推計

データ反映後に更新



資料：介護保険課

4 各種実態調査からみる大津市の状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

① 調査の目的

今後ますます高齢化が進む中、介護に関する新たなニーズや課題も生じることが予測されることから、市民の声を高齢者福祉及び介護保険サービスに活かし、「第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定の基礎資料とするため、実施しました。

② 調査対象

要介護認定を受けていない65歳以上の市民3,000人

③ 調査期間

令和7年12月23日から令和8年1月14日まで

④ 調査方法

配布は郵送方式、回収は郵送及びインターネット方式

⑤ 回収状況

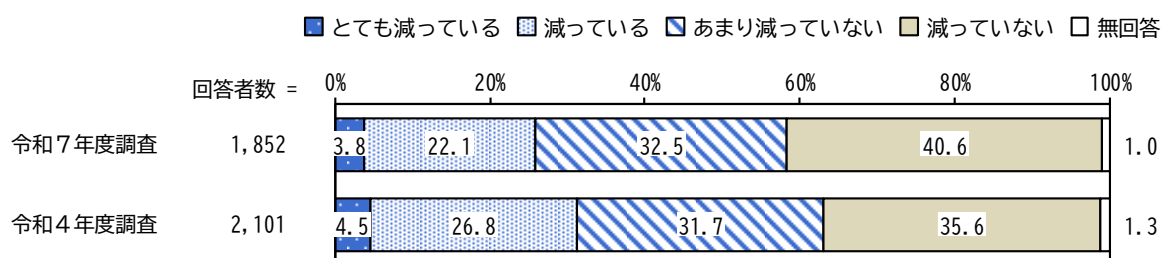
調査名	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000 件	1,852 件	61.7%

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にみる高齢者の状況

① 昨年と比べて外出の回数が減っているか

「とても減っている」「減っている」を合わせた“減っている”の割合が25.9%、「あまり減っていない」「減っていない」を合わせた“減っていない”の割合が73.1%となっています。

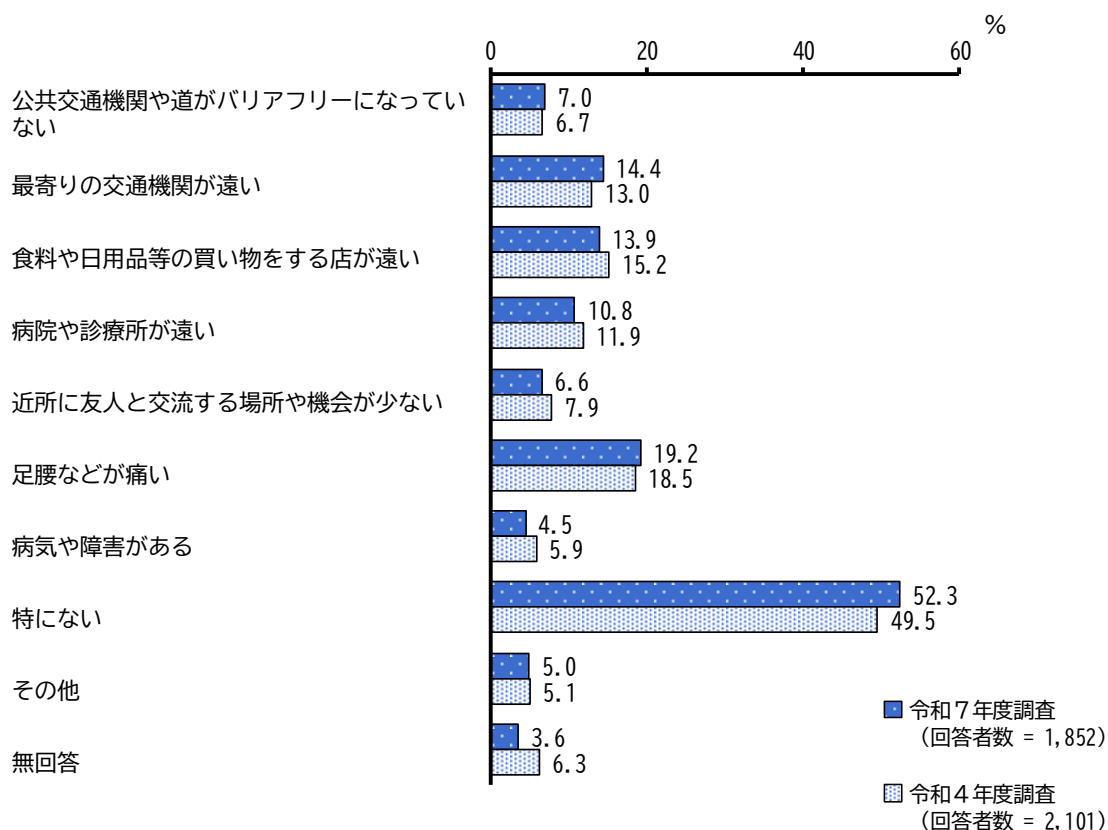
令和4年度調査と比較すると、“減っていない”の割合が増加しています。



② 外出する上で困っていること

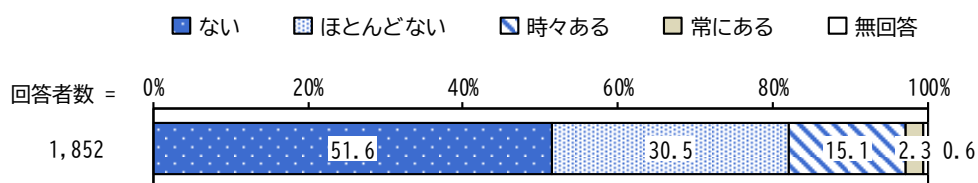
「特にない」が52.3%で最も高くなっています。次に「足腰などが痛い」19.2%、「最寄りの交通機関が遠い」14.4%となっています。

令和4年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 自分は他の人たちから孤立していると感じることの有無

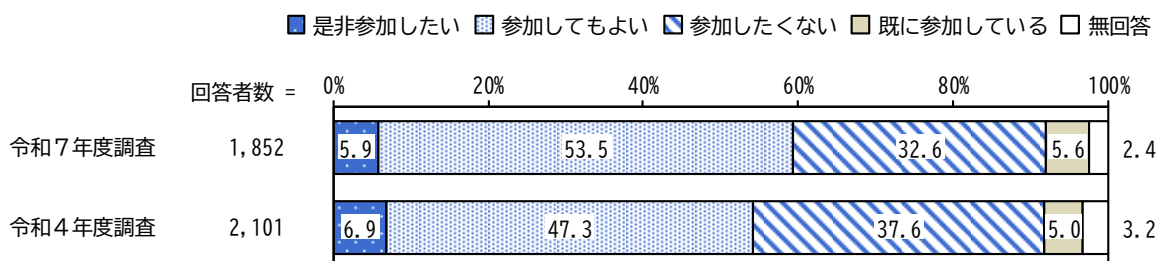
「ない」の割合が51.6%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が30.5%、「時々ある」の割合が15.1%となっています。



④ 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向

「参加してもよい」の割合が53.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が32.6%となっています。

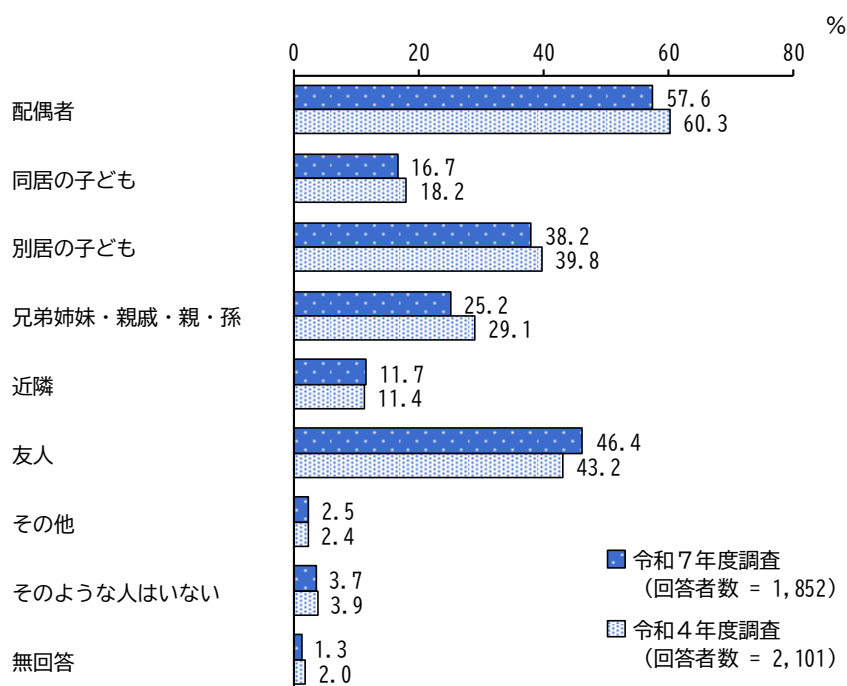
令和4年度調査と比較すると、「参加してもよい」の割合が増加しています。



⑤ あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人

「配偶者」の割合が57.6%と最も高く、次いで「友人」の割合が46.4%、「別居の子ども」の割合が38.2%となっています。

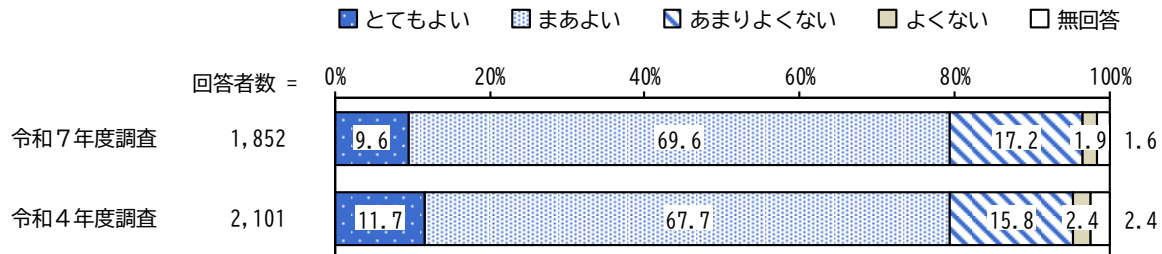
令和4年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑥ 現在の健康状態

「とてもよい」「まあよい」を合わせた“よい”の割合が79.2%、「あまりよくない」「よくない」を合わせた“よくない”の割合が19.1%となっています。

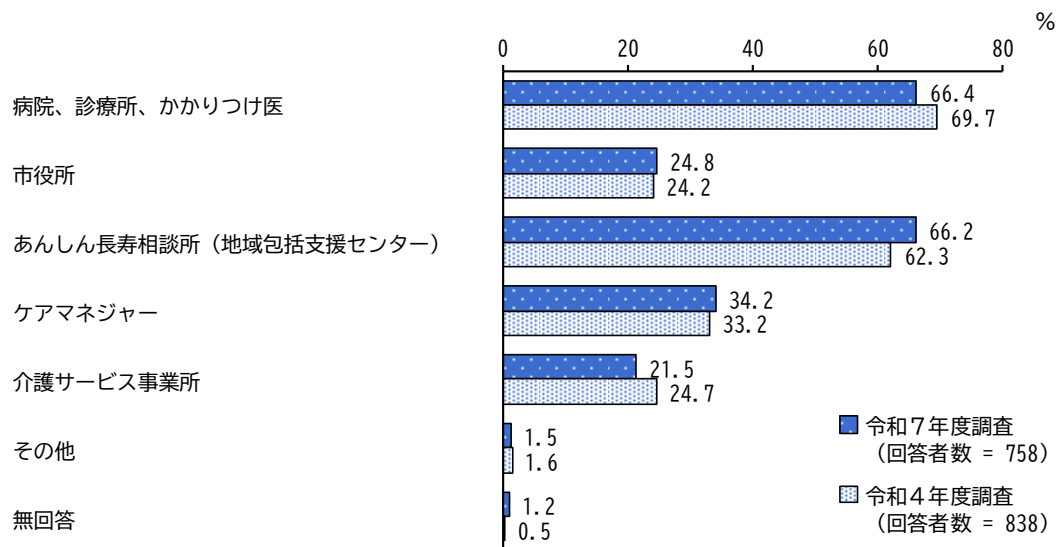
令和4年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦ 認知症に関する相談窓口について知っているもの

「病院、診療所、かかりつけ医」の割合が66.4%と最も高く、次いで「あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）」の割合が66.2%、「ケアマネジャー」の割合が34.2%となっています。

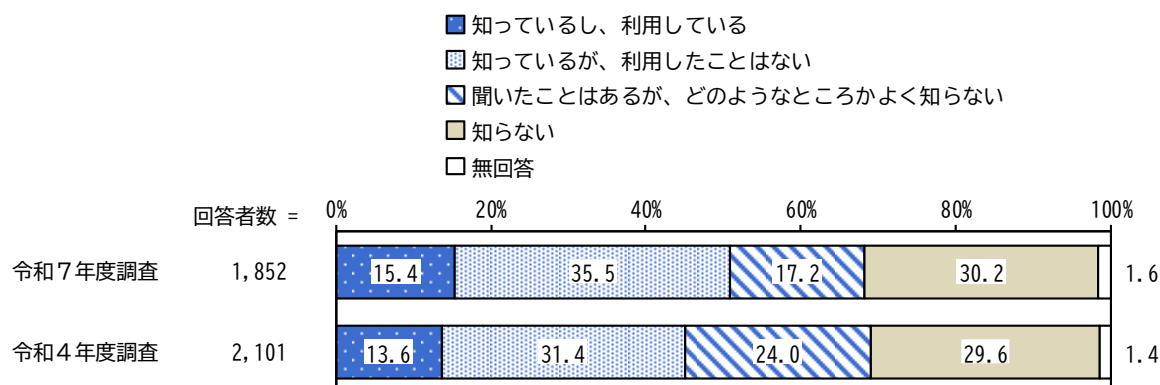
令和4年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑧ 「あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）」の認知度

「知っているが、利用したことはない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「知らない」の割合が30.2%、「聞いたことはあるが、どのようなところかよく知らない」の割合が17.2%となっています。

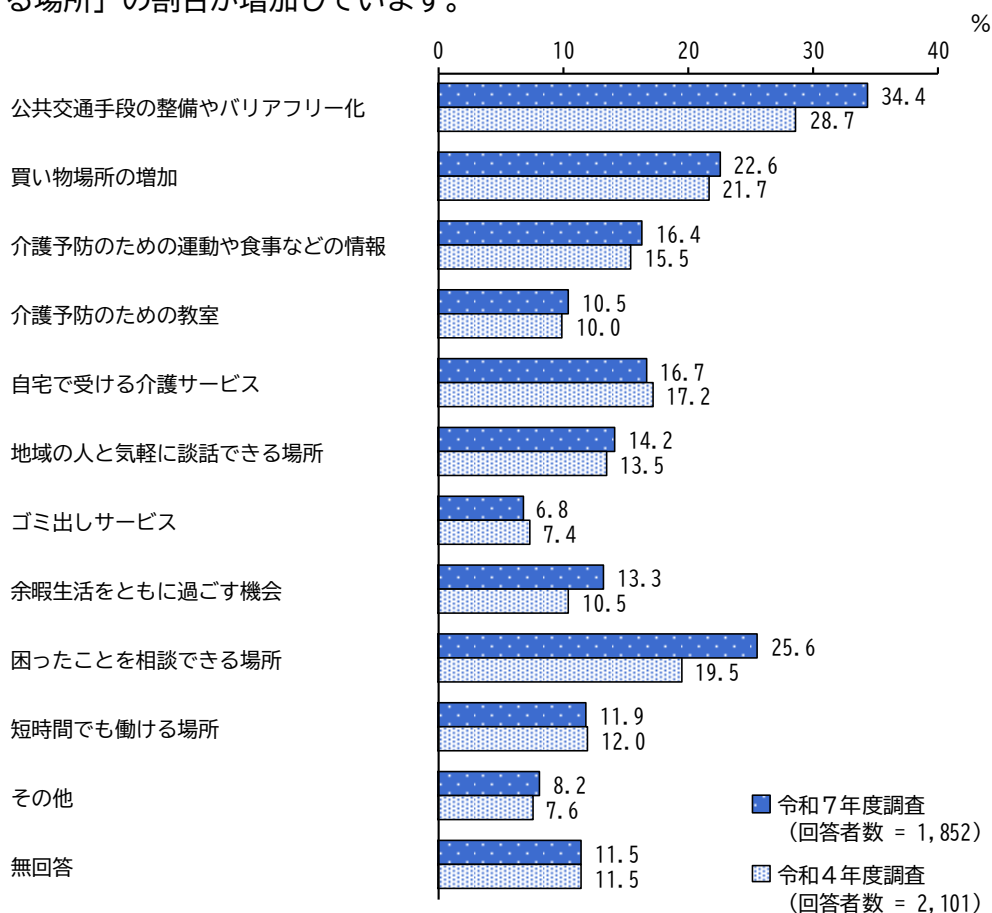
令和4年度調査と比較すると、「知っているし、利用している」「知っているが、利用したことはない」を合わせた“知っている”割合が増加しています。



⑨ 生活をより良くするために、あるとよいもの

「公共交通手段の整備やバリアフリー化」の割合が34.4%と最も高く、次いで「困ったことを相談できる場所」の割合が25.6%、「買い物場所の増加」の割合が22.6%となっています。

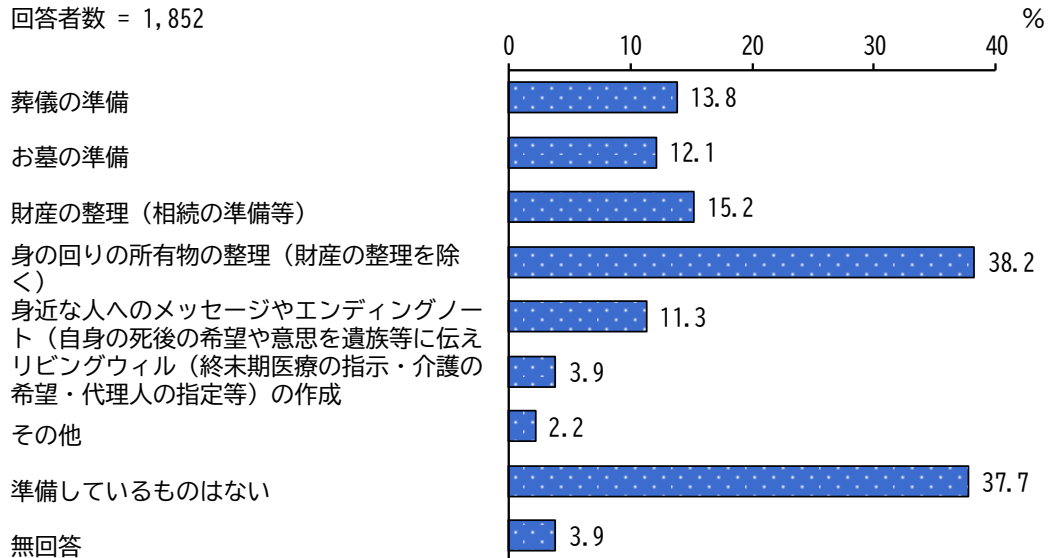
令和4年度調査と比較すると、「公共交通手段の整備やバリアフリー化」「困ったことを相談できる場所」の割合が増加しています。



⑩ 今後の生活の中で準備しているもの

「身の回りの所有物の整理（財産の整理を除く）」の割合が38.2%と最も高く、次いで「準備しているものはない」の割合が37.7%、「財産の整理（相続の準備等）」の割合が15.2%となっています。

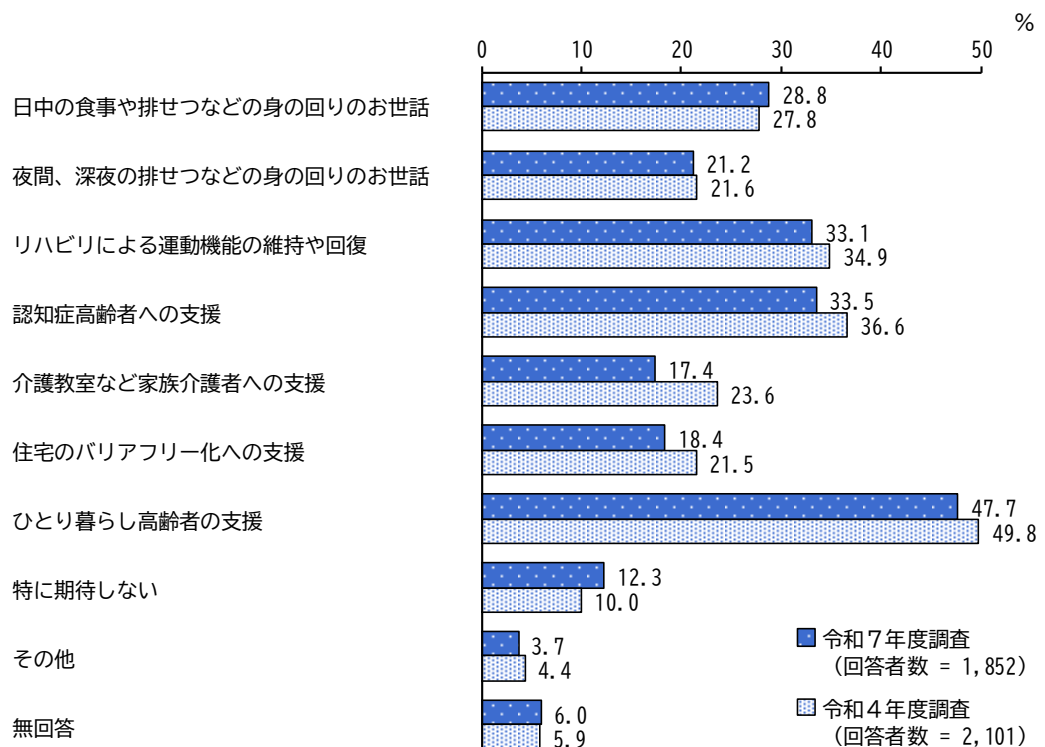
回答者数 = 1,852



⑪ 介護保険制度に期待していること

「ひとり暮らし高齢者の支援」の割合が47.7%と最も高く、次いで「認知症高齢者への支援」の割合が33.5%、「リハビリによる運動機能の維持や回復」の割合が33.1%となっています。

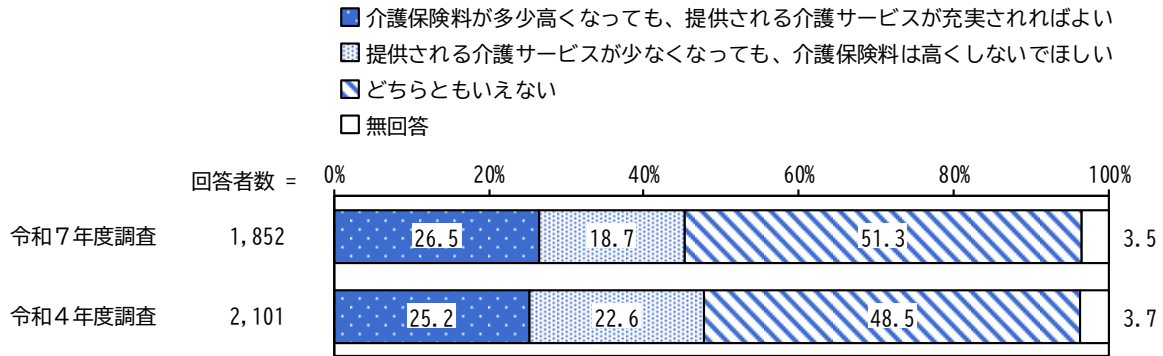
令和4年度調査と比較すると、「介護教室など家族介護者への支援」の割合が減少しています。



⑫ 介護保険料と介護保険サービスの充実について

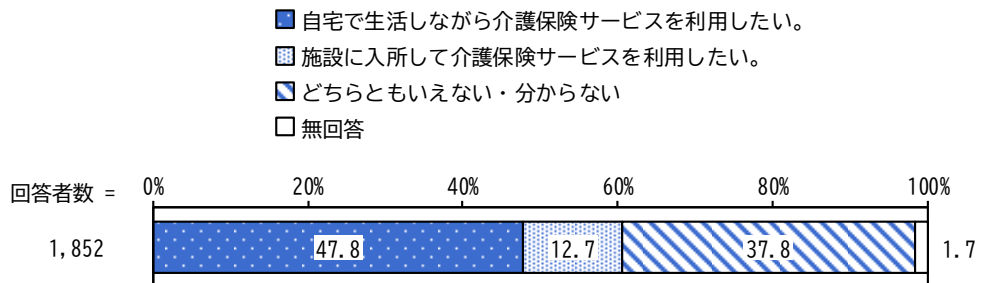
「介護保険料が多少高くなっても、提供される介護サービスが充実できればよい」の割合が26.5%、「提供される介護サービスが少なくなっても、介護保険料は高くしないでほしい」の割合が18.7%、「どちらともいえない」の割合が51.3%となっています。

令和4年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑬ 今後、利用したい介護サービス

「自宅で生活しながら介護保険サービスを利用したい。」の割合が47.8%、「施設に入所して介護保険サービスを利用したい。」の割合が12.7%となっています。



(3) 在宅生活改善調査の概要

① 調査の目的

「第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向け、現在、在宅での生活の維持が難しい理由や、現在の生活の改善のために必要な支援・サービスについて把握するため、実施しました。

② 調査対象

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等のケアマネジャーの方、155事業所

③ 調査期間

令和7年11月11日～令和8年2月13日

④ 調査方法

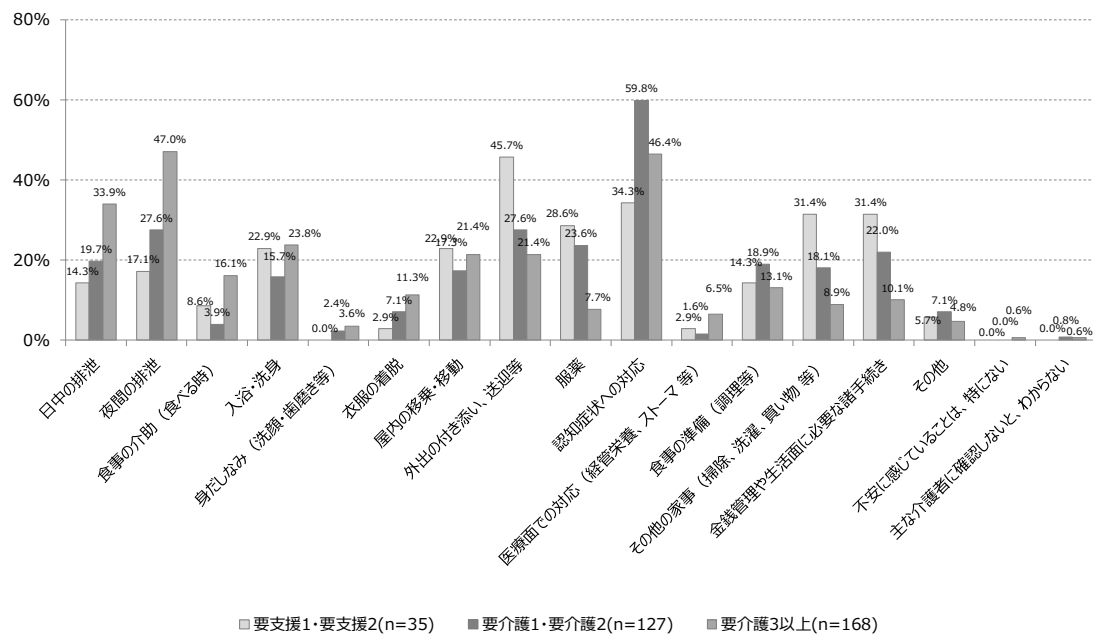
配布・回収はメール方式

⑤ 回収状況

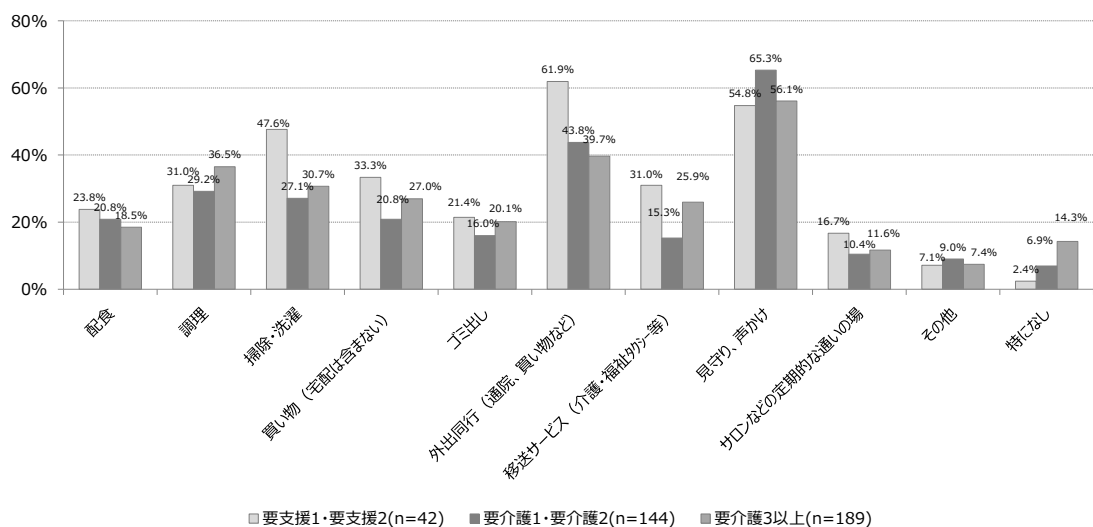
調査名	配布数	回収数	回収率
在宅生活改善調査	155 件	事業所 108 件	69.7%

(4) 在宅生活改善調査にみる高齢者の状況

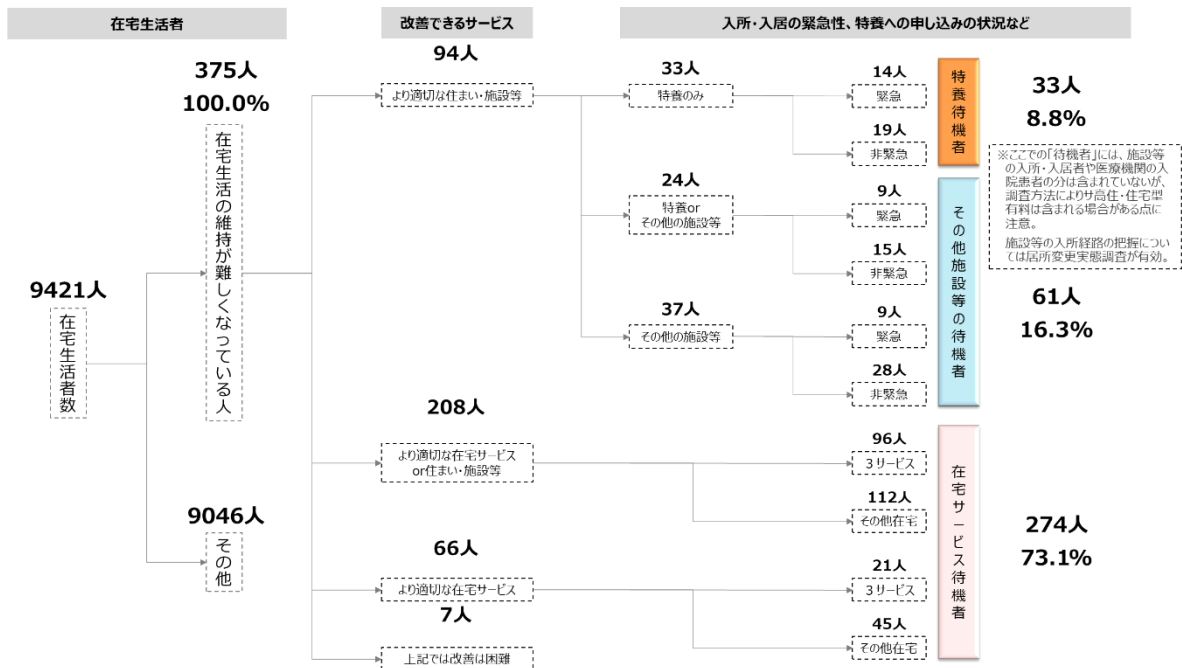
① 現在、家族等介護者の負担になっている介護



② 本人の生活の維持もしくは家族等介護者の就労継続のために充実が必要な生活支援



③ 生活の維持が難しくなっている人の生活の改善に必要なサービス



- (注1) 「より適切な在宅サービスor住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。
- (注2) 「生活の維持が難しくなっている人」の合計377人のうち、上記の分類が可能で375人について分類しています（分類不能な場合は「その他」に算入しています）。割合（％）は、375人を分母として算出したものです。
- (注3) 「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた方と無回答の方を含めています。
- (注4) 上記に示す人数は、「回答実数」であり、回収率の逆数乗じて簡易的に算出した「粗推計」されたものではありません。

(5) 介護事業者等アンケート調査の概要

① 調査の目的

「第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定へ向けて、サービス利用者の状況や事業運営上の課題及び介護従事者の確保・定着状況などを把握するため、実施しました。

② 調査対象

〈事業所等〉令和8年1月1日時点で指定を受けている市内の介護保険サービス事業所並びに軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（管理者・施設長等）

〈介護職員〉訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所に所属する訪問介護職員

③ 調査期間

令和8年1月27日から令和8年2月20日まで

④ 調査方法

〈事業所等〉メールによる配布・回収（調査A・B・C）

〈介護職員〉メールによる配布、オンラインによる回収（調査D）

⑤ 回収状況

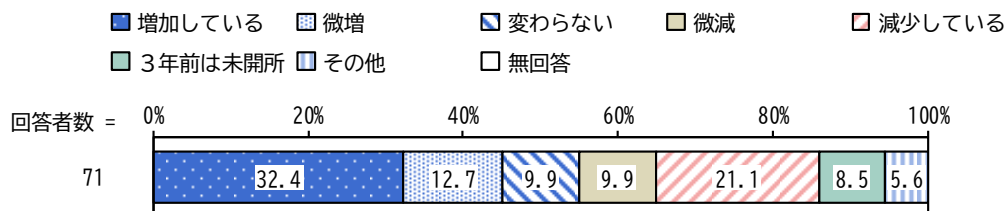
調査名	配布数	回収数	回収率
調査A（居宅介護支援事業所を対象）	133 件	71 件	53.38%
調査B（A・C以外の事業所を対象）	491 件	156 件	31.77%
調査C（入所・入居系の施設等を対象）	131 件	63 件	48.09%
調査D（訪問介護職員を対象）	-	103 件	-

(6) 介護事業者等アンケート調査にみるサービス提供の状況

※問番号の前の「A」「B」「C」「D」については、各調査票の種類を表しています。

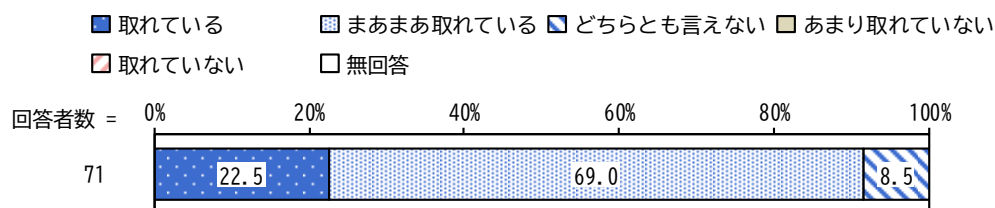
A-① 3年前に比べて、ケアプランの作成数や給付管理件数の増減状況

「増加している」「微増」を合わせた“増加している”の割合が45.1%、「減少している」「微減」を合わせた“減少している”の割合が31.0%となっています。



A-② 医療機関・医療関係者との連携

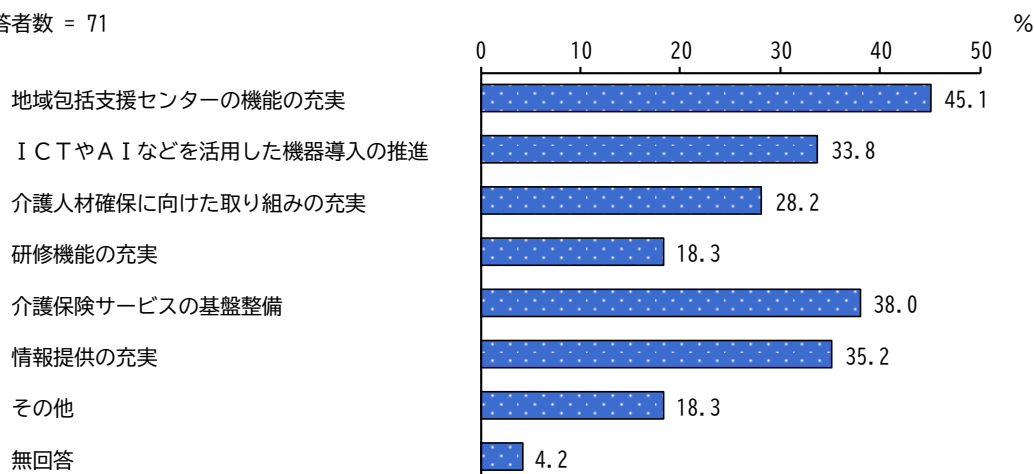
「取れている」「まあまあ取れている」を合わせた“取れている”の割合が91.5%となっています。



A-③ 現場で抱えている課題に対する行政に期待する役割

「地域包括支援センターの機能の充実」の割合が45.1%と最も高く、次いで「介護保険サービスの基盤整備」の割合が38.0%、「情報提供の充実」の割合が35.2%となっています。

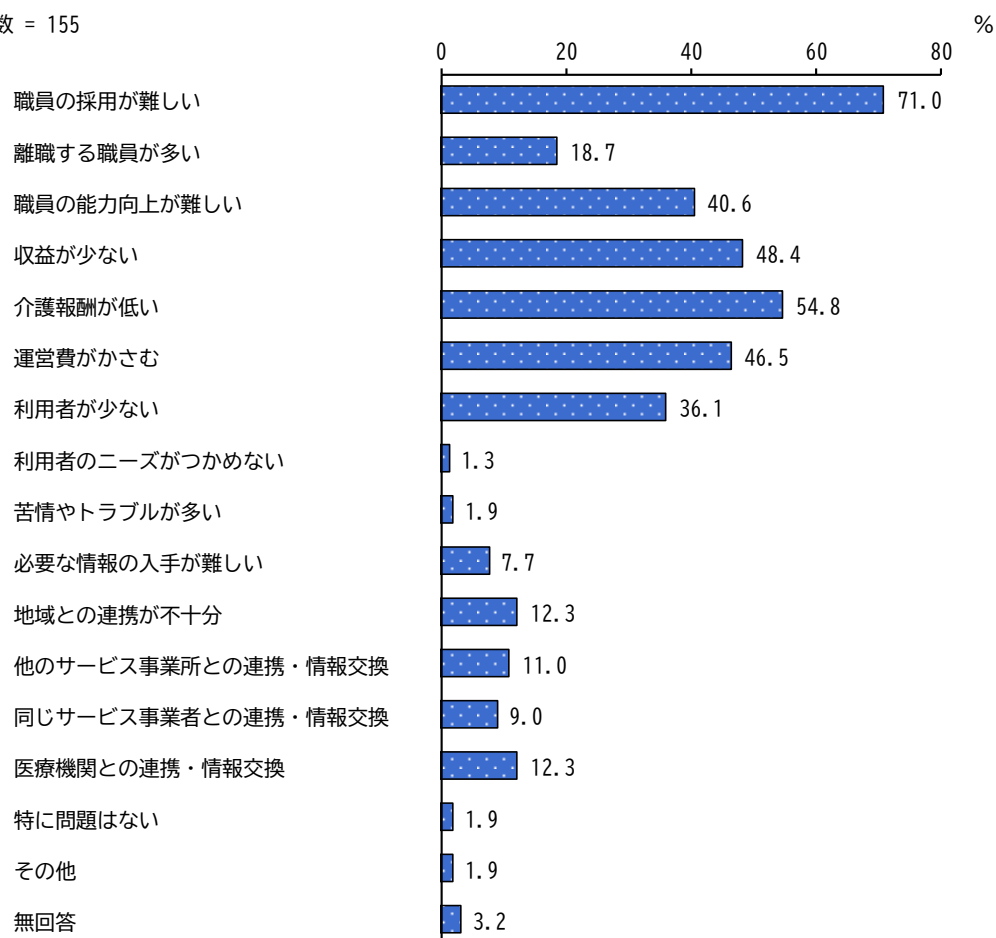
回答者数 = 71



B-① 事業所を運営する上での課題

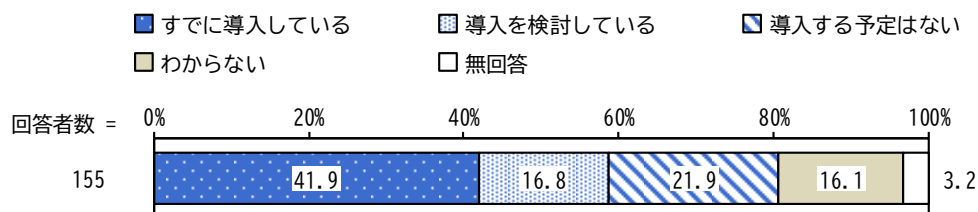
「職員の採用が難しい」の割合が71.6%と最も高く、次いで「介護報酬が低い」の割合が55.5%、「収益が少ない」の割合が49.0%となっています。

回答者数 = 155



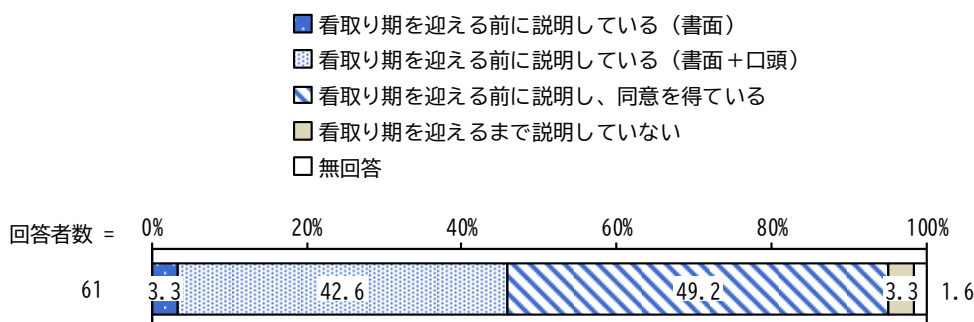
B-② 業務改善や生産性向上のための介護テクノロジーの導入状況

「すでに導入している」の割合が41.9%、「導入を検討している」の割合が16.8%、「導入する予定はない」の割合が22.6%となっています。



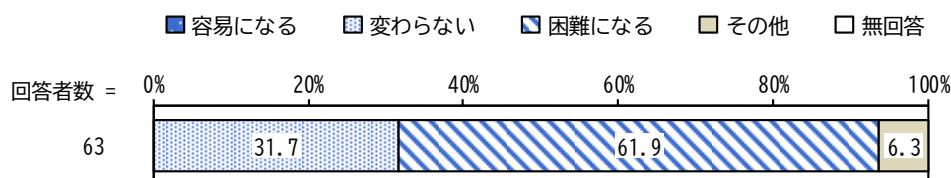
C-① 看取りの対応方針についての入所・入居者やその家族への説明方法

「看取り期を迎える前に説明し、同意を得ている」の割合が49.2%と最も高く、次いで「看取り期を迎える前に説明している（書面＋口頭）」の割合が42.6%となっています。



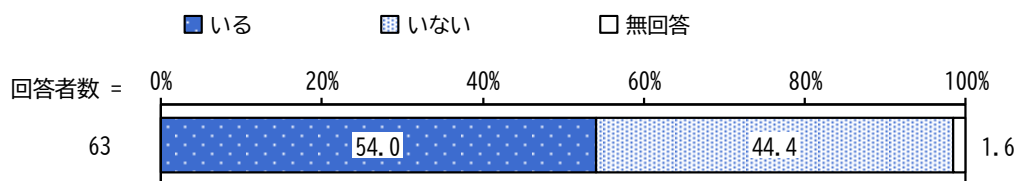
C-② 事業所における3年後の入所・入居者の確保見込み

「変わらない」の割合が31.7%、「困難になる」の割合が61.9%となっています。



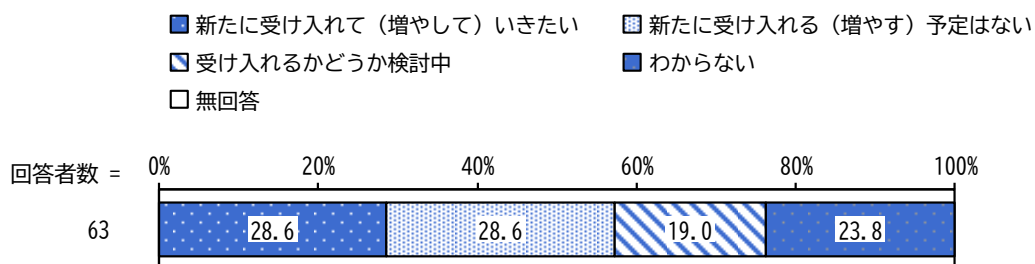
C-③ 外国人介護職員の在籍状況

「いる」の割合が54.0%、「いない」の割合が44.4%となっています。



C-④ 外国人介護職員の受入れについての今後の予定

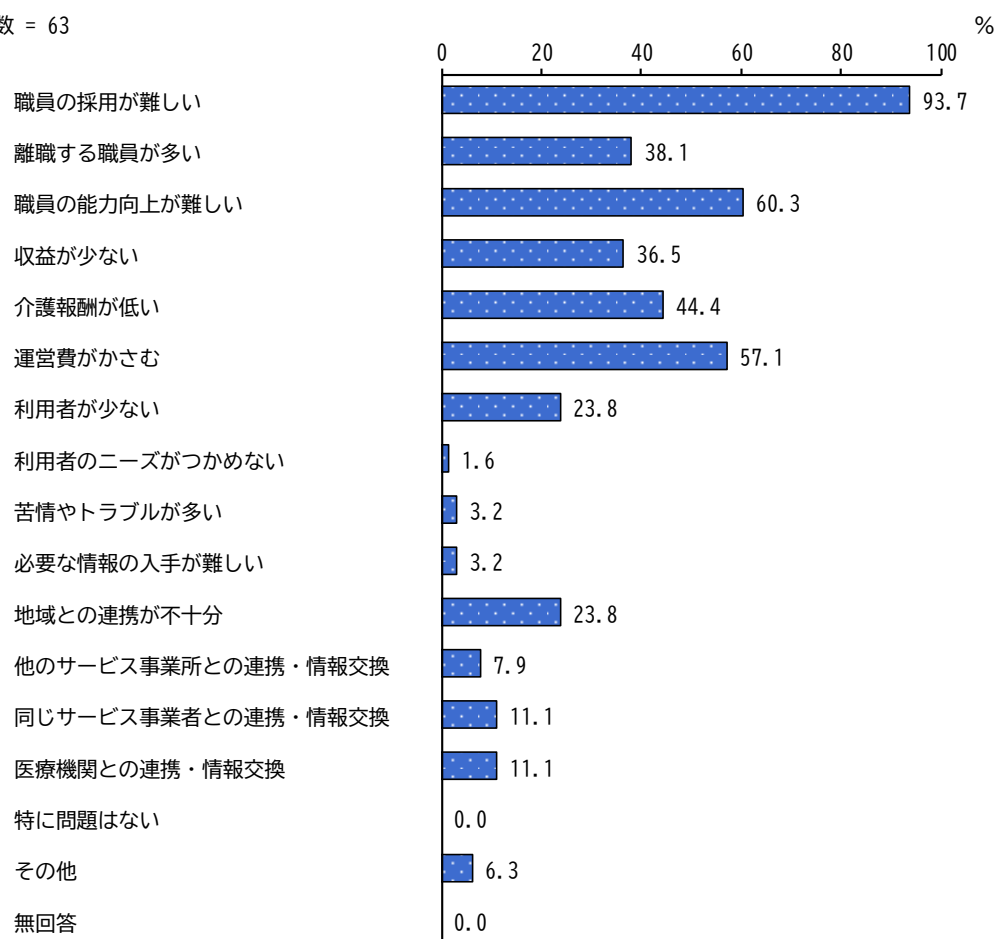
「新たに受け入れて（増やして）いきたい」、「新たに受け入れる（増やす）予定はない」の割合が28.6%、「受け入れるかどうか検討中」の割合が19.0%となっています。



C-⑤ 事業所を運営する上での課題

「職員の採用が難しい」の割合が93.7%と最も高く、次いで「職員の能力向上が難しい」の割合が60.3%、「運営費がかさむ」の割合が57.1%となっています。

回答者数 = 63



◆ 第9期計画の施策体系

基本目標		施策の方向		施策
1	医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	1	在宅医療・介護連携拠点の運営	(1) 医師会、訪問看護ステーション等と連携した在宅療養の推進 (2) 拠点訪問看護ステーションにおける医療・介護関係者の相談支援
		2	在宅療養支援体制の整備	(1) 入退院支援ルール運用 (2) 患者情報を共有するための医療情報連携ネットワークの整備と活用の推進 (3) 医療・介護関係者の連携強化 (4) 在宅医療に関わる医療機関等の充実 (5) 24時間対応を可能とする連携体制づくり
		3	在宅医療・看取りについての普及・啓発	(1) 適切な医療のかかり方についての普及・啓発 (2) 在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援 (3) 市民が在宅療養・看取りについて考える機会の提供
		4	地域リハビリテーションの充実	(1) 基本的な考え方 (2) 具体的なビジョン及び目標
2	認知症の人や家族が安心して生活できるまち (認知症施策の推進)	1	認知症に関する知識の普及啓発の推進	(1) 市民への普及・啓発活動の強化 (2) 認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進 (3) 認知症の人本人からの発信への支援
		2	認知症予防対策の推進	(1) 予防に関する啓発及び知識の普及 (2) 早期発見・早期対応の充実 (3) 大津市認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の普及
		3	保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備	(1) 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進 (2) 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実 (3) 認知症ケアの質の向上 (4) 認知症の人の家族介護者への支援の充実
		4	認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進	(1) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実 (2) 若年性認知症施策の推進 (3) 成年後見制度の利用促進 (4) 虐待防止施策の推進
3	地域の中で安心して暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)	1	あんしん長寿相談所の機能強化	(1) 基幹型あんしん長寿相談所の体制の強化 (2) 効果的な運営継続のための評価の実施 (3) 地域ケア会議の推進 (4) 家族介護者への支援・介護離職防止に向けた取組
		2	あんしん長寿相談所の役割の充実	(1) ブロック別活動目標の設定 (2) ブロック別活動目標
		3	介護サービスの質の向上	(1) 介護サービス利用者等の相談体制の充実 (2) ケアマネジャーや介護職員への研修
		4	生活支援の充実・強化	(1) 生活支援体制整備事業の充実 (2) その他の在宅サービス (3) 消費者啓発事業

基本目標		施策の方向		施策
3	地域の中で安心して暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)	5	福祉意識の啓発	(1) 福祉の意識向上 (2) 地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進
		6	暮らしの環境整備	(1) 有料老人ホーム等に係る連携の推進 (2) 高齢者の住まいの安定的な確保 (3) 住み慣れた住宅の改造助成 (4) 高齢者の移動手段の確保
		7	防災・安全対策の推進	(1) 地域の見守り体制の推進 (2) 災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備 (3) 防災事業
4	高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち (介護予防サービス・生きがいがづくりの推進)	1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組 (2) 地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整 (3) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ） (4) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ） (5) 健康づくりの推進
		2	一般介護予防事業の推進	(1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
		3	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業
		4	高齢者の社会参加及び生きがいがづくりの推進	(1) 社会参加の促進 (2) 就労促進、シルバー人材センターの活用 (3) 老人クラブ活動の活性化 (4) 生涯学習、世代間交流等の促進 (5) ボランティア活動への支援 (6) 生きがいがづくりの場の提供 (7) 高齢者スポーツの振興
5	必要な介護保険サービスを利用できるまち (介護保険サービスの充実)	1	介護人材の確保に係る取組の推進	(1) 介護人材の確保及び介護事業所等の生産性の向上に係る取組の推進
		2	介護保険サービスの整備	(1) 地域密着型サービスの整備目標 (2) 入所・居住系施設サービスの整備目標 (3) その他、整備にあたって留意する事項
		3	介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み	(1) 居宅サービスの利用量の推計 (2) 地域密着型サービスの利用量の推計 (3) 施設サービスの利用量の推計 (4) 介護給付サービスの給付費の推計 (5) 予防給付サービスの給付費の推計 (6) 総給付費（介護給付費・予防給付費）の推計
		4	地域支援事業の見込み	(1) 地域支援事業の費用額推計 (2) 地域支援事業の内容
		5	介護保険料の算定	(1) 第1号被保険者の介護保険料 (2) 所得段階別保険料 (3) 介護給付及び地域支援事業に要する費用の負担割合
		6	介護給付等適正化への取組と目標	(1) 基本的な考え方 (2) 取組方針及び目標

基本目標 1

医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち
(在宅医療・介護連携の推進)

【進捗状況・成果】

1. 在宅医療・介護連携拠点の運営

(1) 医師会、訪問看護ステーション等と連携した在宅療養の推進

医師会をはじめとする関係団体との協働により設置している在宅医療連携拠点運営会議や訪問診療・訪問看護体制強化検討会議などの協議の場を活用して、在宅療養推進における課題を共有・協議し、全体の方針を決定するとともに、実効性の高い連携体制の構築を推進しました。

(2) 拠点訪問看護ステーションにおける医療・介護関係者の相談支援

令和7年度における拠点訪問看護ステーションでの延べ相談件数は208件であったことから、医療・介護関係者に対して、様々な機会を通じて拠点訪問看護ステーションが相談支援を行っていることを周知しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
拠点訪問看護ステーションでの相談	延べ相談件数	300	208

2. 在宅療養支援体制の整備

(1) 入退院支援ルール運用

令和7年度における入院時情報共有の実施割合は90.8%、退院時情報共有の実施割合は92.6%で、令和6年度比で割合の低下が見られたものの、令和7年度に「大津保健医療圏域における入退院支援の手引き」を改訂し、病院関係者とケアマネジャー等の在宅療養の支援者が出席する「入退院支援に関する情報交換会」において周知しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
入院時情報共有(ケアマネジャー⇒病院)	割合(%)	96.8	90.8
退院時情報共有(病院⇒ケアマネジャー)	割合(%)	96.6	92.6

(2) 患者情報を共有するための医療情報連携ネットワークの整備と活用の推進

「大津保健医療圏域における入退院支援の手引き」を運用するとともに、「地域連携クリティカルパス」及び「びわ湖あさがおネット」の活用を推進しました。

(3) 医療・介護関係者の連携強化

市内3か所の拠点訪問看護ステーションが中心となり、多職種合同研修会をそれぞれ年1回以上開催しました。

また、本市の在宅医療・介護連携に協力いただける医療・介護関係者を募集し、応募のあった医療・介護関係者があんしん長寿相談所や拠点訪問看護ステーションと連携しながら在宅療養に関する情報の市民啓発活動等を行いました。

さらに、医師会をはじめとする関係団体から選出された方々により構成する在宅医療・介護連携に関する全体会議を年度当初と年度末に開催し、課題の共有や取組の目標や内容について協議を行いました。

(4) 在宅医療に関わる医療機関等の充実

訪問診療体制の強化に対する補助事業を実施し、バックアップ体制の強化を促進した結果、令和7年度においてバックアップ病院が4病院となりました。

また、訪問診療実施医療機関数は令和7年度に98か所となり、令和8年度における目標を達成しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
訪問診療実施医療機関	医療機関数	92	98

(5) 24時間対応を可能とする連携体制づくり

訪問看護体制の拡充に対する補助事業を実施し、機能強化型訪問看護ステーションの整備を促進した結果、令和7年度において機能強化型訪問看護ステーションが4事業所となりました。

なお、令和8年度中に5事業所となり、同年度における目標を達成しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
機能強化型訪問看護ステーション	事業所数	5	4

3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発

(1) 適切な医療のかかり方についての普及・啓発

市民向けの介護サービス情報誌に「かかりつけ医」に関する解説記事を掲載することなどにより、かかりつけ医を持つことの意義について啓発しました。

(2) 在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援

本市の在宅医療・介護連携に協力いただける医療・介護関係者とともに、7つの保健福祉ブロックごとに地域課題に応じた在宅療養や看取りに関する啓発活動を展開しました。あわせて医療・介護関係者を対象とした合同研修会を実施し、対応力の向上と連携強化を図ることで、市民が安心して在宅療養を選択・継続できる支援体制を推進しています。

(3) 市民が在宅療養・看取りについて考える機会の提供

令和7年度に実施した市民アンケート調査の結果、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の認知度は14.4%であったことを踏まえ、令和8年度において医師会をはじめとする関係団体の協力の下、医療機関等に普及啓発資材（パンフレット）を設置するなど、更なる普及啓発活動を実施しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
ACP普及状況（市民アンケート結果）	割合（％）	36	14.4

4. 地域リハビリテーションの充実

急性期・回復期・生活期のリハビリテーション専門職同士のネットワークづくりの場として「大津市地域リハビリテーションサポーター会議」を開催しました。専門職間の連携強化と相互理解を推進することで、医療から介護への移行期においても、個々の状態に応じた切れ目のないリハビリテーションサービスが提供される体制の構築に努めました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
急性期、回復期、生活期リハビリの連携ができています	地域リハビリテーション サポーター会議		
	延べ参加人数（人）	185	90
	延べ参加事業所数（か所）	100	71
自立支援に取り組むサービスの提供ができています	自立支援のための地域ケア会議に参加するリハビリテーション専門職の出席割合（％）	80	100

基本目標 2

認知症の人や家族が安心して生活できるまち

(認知症施策の推進)

【進捗状況・成果】

1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進

(1) 市民への普及・啓発活動の強化

新しい認知症観の普及啓発を目的に、認知症当事者の参画のもと「オレンジリングフォーラムおおつ」を開催し、多くの市民に向けて認知症についての正しい理解や考え方を発信しました。各種イベントや多様な広報媒体等を効果的に活用しながら、市民への認知症に関する周知・啓発活動を推進しています。

(2) 認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進

市民や各種団体にとどまらず、市内企業や児童クラブ、大学等へも「認知症サポーター養成講座」を実施し、子どもから社会人まで幅広い世代を対象とした受講機会の提供に努めました。多層的な養成を推進することで認知症への正しい理解を深め、地域全体で温かく支え合う基盤整備を進めています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
企業職域型認知症サポーターの養成	人数	8,400	6,574

(3) 認知症の人本人からの発信への支援

各種講座やイベントにおいて認知症の人本人が思いや経験を発信する機会を設けるとともに、「認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議」への委員参画に取り組みました。当事者の視点や意見を直接施策に反映・発信いただくことで、社会の意識変革と希望を持って自分らしく暮らせる地域づくりの推進に努めています。

2. 認知症予防対策の推進

(1) 予防に関する啓発及び知識の普及

フレイル予防の取組と一体的に認知症予防に資する事業を実施し、予防の重要性について市民への周知啓発に努めました。生活習慣病予防や介護予防などの様々な機会を通じ、孤立解消や運動・生活習慣改善への理解を促進することで、認知症予防に関する啓発および知識の普及に取り組みました。

(2) 早期発見・早期対応の充実

認知症簡易チェックサイトの広報等を通じた周知により、多くの利用に結びつけました。あわせて各種イベントで早期発見・早期対応の重要性を積極的に啓発し、市民の早期受診や専門機関・あんしん長寿相談所等への相談につながる意識向上を図ることで、見守りおよび支援体制の充実に努めました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症簡易チェックサイト	延べアクセス数	5,000	16,002

(3) 大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及

「認知症ガイドブック」や「認知症ケアパス」について、最新の情報に対応できるよう内容を適宜刷新しながら、関係機関等の協力を得て情報周知に努めました。認知症の状態に応じた医療・福祉サービス情報を多角的に共有・発信することで、適切なサービスの切れ目ない提供に向けた普及啓発に取り組みました。

3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備

(1) 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進

複数の医療・介護専門職からなるチーム員およびチーム医師（認知症専門医）を配置し、認知症の人やその家族への訪問支援を実施しました。アセスメント等を通じて必要な医療や介護サービスへ適切につなげる体制を維持するとともに、関係機関と連携した早期診断・早期対応に向けた相談・支援を推進しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症初期集中支援事業	支援後に医療につながっている割合 (%)	75	96
	支援後に介護につながっている割合 (%)	78	58

(2) 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実

医師会との緊密な連携のもと「もの忘れ相談会」を実施し、認知症の疑いのある早期段階から必要な医療や介護支援へと円滑につなげる体制を構築しました。医療機関やあんしん長寿相談所等との連携を強化し、多角的な相談業務や当事者の主体的な意思決定を支える取り組みを推進しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症相談窓口協力事業所登録事業	登録事業所数	120	114

(3) 認知症ケアの質の向上

認知症介護を担う介護事業所を対象に、「認知症ケア向上研修」や専門職が現地で助言を行う「認知症ケア現地相談事業（研修）」を実施しました。介護職員等が認知症ケアに必要な基本的知識や視点を習得・向上させる機会を提供することで、認知症の人の気持ちに寄り添った質の高い介護サービスの提供体制の整備に努めています。

(4) 認知症の人の家族介護者への支援の充実

商業施設等との連携を図りながら市民が気軽に参加できる多様な認知症カフェを開設・設置しました。あわせて「介護技術教室」や「男性介護者のつどい」の開催を通じて認知症への理解や介護技術の向上を促し、在宅で家族を支える介護者の精神的・身体的負担の軽減に向けた支援の充実に努めています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症カフェ	実施している 日常生活圏域の割合 (%)	80	66.6
介護技術教室	延べ参加人数	90	48
男性介護者の集い	延べ参加人数	30	9

4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進

(1) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実

民間事業者等との連携協定や「オレンジ協力隊」等の普及に向け、関係機関と連携した広報等により本市の見守り施策を広く周知しました。GPS利用支援や個人賠償責任保険制度等の各種事業を通じ、行方不明時の早期発見対応や孤立防止を図り、認知症の人や高齢者に優しい地域づくりに向けた体制の充実に努めています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
行方不明高齢者早期発見ダイヤル登録事業	登録者数	350	564
大津市行方不明GPS位置情報探知システム利用支援事業	貸出累計台数	130	88
認知症高齢者個人賠償責任保険制度事業	新規登録者数	50	66

(2) 若年性認知症施策の推進

若年性認知症の人に各種施策への参画を促してその声を直接事業に反映させるとともに、「若年性認知症カフェ」の設置を通じて当事者や家族への社会参加の機会を提供しました。関係部局や関係機関との連携のもと、若年性認知症特有の課題に応じた支援および社会的理解を深める普及啓発を推進しました。

(3) 成年後見制度の利用促進

権利擁護サポートセンターを中核機関と位置付け、関係機関との連携のもと複雑化する権利擁護課題に対応しました。啓発リーフレットの作成や市民・支援者向け研修会の開催により制度普及を図るとともに、親族のいない高齢者等に対する市長申立てや後見人等への報酬助成を継続し、権利擁護支援の充実に努めています。

(4) 虐待防止施策の推進

「虐待対応検討会議」を年7回開催し対応スキルの向上を図るとともに、職員向け研修会を年2回実施して現場の支援体制を強化しました。関係機関や民生委員等との連携のもと、早期発見や予防的アプローチ、受療・養護支援、さらには介護現場における尊厳の保持やセルフ・ネグレクト対応等、高齢者虐待防止に向けた総合的な取り組みを推進しました。

基本目標3

地域の中で安心して暮らせるまち

(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤の推進)

【進捗状況・成果】

1. あんしん長寿相談所の機能強化

(1) 基幹型あんしん長寿相談所の体制の強化

令和6年度に青山地域包括支援センターを設置し、全15箇所の日常生活圏域への配置を完了しました。担当圏域を持たない基幹型機能特化のあんしん長寿相談所については、圏域型あんしん長寿相談所の委託化の状況を踏まえ開設を断念しましたが、市域全体の高齢者虐待対応のマネジメント等を行う社会福祉士を長寿福祉課に配置するなど、各相談所の機能強化や連携体制の確保を図り、多様化する地域課題への対応力の向上に努めました。

(2) 効果的な運営継続のための評価の実施

国の評価指標を用いてあんしん長寿相談所における事業評価を実施し、その結果を運営協議会へ報告しました。協議を通じてあんしん長寿相談所運営の透明性と公平性を確保し、適切な運営の推進に取り組みました。

(3) 地域ケア会議の推進

あんしん長寿相談所での個別会議やエリア会議の取組を踏まえ、「地域包括支援センターが身寄りのない独居高齢者の終活に関する相談先として市民に対応できる仕組みづくり」を重点取組とし調査・検討を進めました。

(4) 家族介護者への支援・介護離職防止に向けた取組

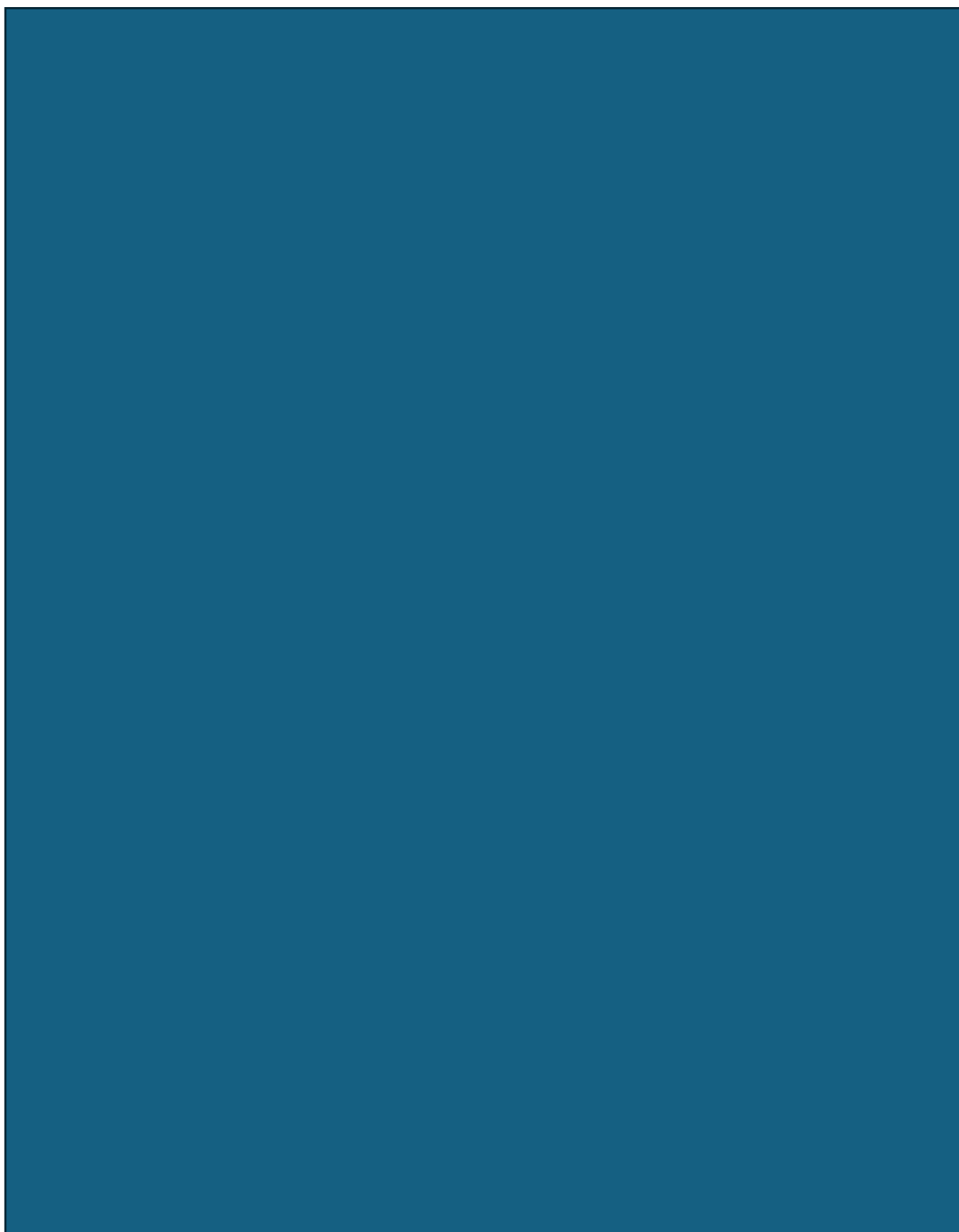
あんしん長寿相談所で休日相談を実施し（令和7年度は15回開催、利用者29名）、家族介護者が相談しやすい体制を整備しました。相談を通じて家族支援の必要性を把握した際には関係機関と連携して多角的な支援を実施しました。

2. あんしん長寿相談所の役割の充実

(1) ブロック別活動目標の設定

本市の地域特性や南北に長い地域事情を考慮し、設定した7つのブロック別活動目標に基づいた取り組みを推進しました。総合相談や権利擁護事業に加え、地域の関係者や医療・介護職と連携した多様な地域づくり活動を展開することで、各地域に即した地域包括ケアシステムの深化・推進に努めました。

(2) ブロック別活動目標
作成中



3. 介護サービスの質の向上

(1) 介護サービス利用者等の相談体制の充実

介護サービス相談員が介護老人福祉施設や通所介護事業所等を訪問し、利用者の聞き取りに基づき事業者と情報共有・意見交換を行うことで、サービスの質の向上に取り組みました。あわせて市窓口やあんしん長寿相談所において利用者に寄り添った柔軟な相談対応・調整を行うなど、安心してサービスを利用できる体制整備に努めました。

(2) ケアマネジャーや介護職員への研修

大津市介護支援専門員協会の協力を得て研修会を企画・開催し、包括的・継続的マネジメント支援業務の一環としてケアマネジャーの実践力向上を図りました。

4. 生活支援の充実・強化

(1) 生活支援体制整備事業の充実

第一層協議体での見守り・居場所づくりの協議に加え、第二層圏域におけるニーズの抽出から福祉施設と連携した移動支援や支え合い活動の創出に取り組みました。また、地区組織と連携し、認知症により行方不明となった高齢者の早期発見のための地域連携の仕組みづくりに取り組んだほか、地区組織と民間事業者との協議を重ね、買い物困難地域における移動販売が開始されるなど、生活支援体制の充実に取り組みました。

(2) その他の在宅サービス

各種在宅福祉事業について「よくわかる大津市の介護サービス」や市ホームページ等を通じて情報発信・周知に努めたほか、緊急通報装置において固定電話を持たない高齢者のために携帯用装置の貸与や見守りとセットになった配食サービスを実施するなど、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方が安心して在宅生活を続けるための事業を実施しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
緊急通報装置	利用者数	528	500
紙おむつ給付事業	利用者数	1,859	1,678
寝具丸洗いサービス事業	利用者数	280	143
配食サービス事業	利用者数	847	685
ごみ出し支援戸別収集サービス	年間新規 利用者数	140	195

(3) 消費者啓発事業

出前講座等の開催に加え、広報紙「ぼけっと」の年4回発行や市公式LINEを活用した相談事例の配信など、多様な媒体を通じた多角的な周知・注意喚起を実施しました。さらに、あんしん長寿相談所等の関係機関に向けた研修会や連絡会で消費者トラブルの情報共有を図るなど、高齢者を守る地域の啓発・連携体制の強化に努めています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
啓発講座等の開催	回数	10	12
	参加人数	200	308

5. 福祉意識の啓発

(1) 福祉の意識向上

施設連絡会加入施設との協働により多様な福祉学習メニューを開発し、学校教育の場にとどまらず地域における福祉学習を実践しました。福祉活動への理解促進や課題意識の醸成を図るとともに、住民やNPO、関係機関等の支援・情報発信・連携体制を強化し、多世代交流や孤立防止につながる環境形成を着実に推進しています。

(2) 地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進

既存の各相談窓口を包括的相談窓口として位置付け、対象者の属性を問わず広く相談を受け止め適切につなぐ体制を整えました。さらに、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対しては重層的支援推進室の多機関協働事業へと円滑に連携する仕組みを構築し、他分野と協働した切れ目のない支援を推進しています。

6. 暮らしの環境整備

(1) 有料老人ホーム等に係る連携の推進

サービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホームの整備が進み、令和8年5月時点での入居定員総数は2,540人となりました。

有料老人ホーム等の新規開設に向けた事前協議や事業所への助言・指導を通して、多様化する介護ニーズにも適切に対応し、サービスの質が確保されるよう、関係部署と連携しながら取り組みました。

(2) 高齢者の住まいの安定的な確保

市営住宅の特定目的住宅について、計画どおり年間15戸を新たに設置・整備しました。多様化するニーズに応じた情報提供に努めるとともに、滋賀県居住支援協議会の各種制度や県計画との連携を図ることで、生活に困難を抱える高齢者等の住まいと生活の一体的支援および安定した居住確保に取り組みました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
特定目的住宅の設置	年間設置戸数	15	15

(3) 住み慣れた住宅の改造助成

介護保険制度の住宅改修と一体的に事業を実施し、周知と適切な利用促進に努めました。高齢者が住み慣れた地域・住まいで安心して生活を継続できるよう、あんしん長寿相談所での各種相談窓口を通じて小規模住宅改造経費助成事業等の各種生活支援サービスへ適切につなぐ体制の維持・強化に取り組んでいます。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
小規模住宅改造経費助成事業	利用者数	185	153

(4) 高齢者の移動手段の確保

あんしん長寿相談所を通じて把握した地域の交通課題について、地域交通部局と情報共有を図り、関係機関と連携した移動支援に努めました。高齢者の運転免許証自主返納に関する相談に対しては、各種助成事業や安全運転相談ダイヤル等の情報提供を行うなど、必要な支援に取り組みました。

7. 防災・安全対策の推進

(1) 地域の見守り体制の推進

高齢者等地域見守りネットワーク事業において民間事業所等との協定締結を進め、令和7年度末時点で24事業所と協定を締結し、概ね計画どおりに事業を実施しました。市社協や大津市民生委員児童委員協議会連合会等と連携しながら、異変の早期発見と必要な支援への接続を図り、地域全体で見守る体制の維持・強化に努めています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
高齢者等地域見守りネットワーク事業	協定事業所数	25	24

(2) 災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備

業務継続計画（BCP）については、集団指導等の機会を捉え、事業所に周知するとともに、実地による運営指導の際に計画の策定状況や、研修・訓練の実施の状況について確認するなど、適宜、助言・指導を行っています。

また、介護施設の整備に当たり、立地条件の制限など災害への対策を推進しています。

(3) 防災事業

SNSや広報紙、出前講座・研修機会等を活用して気象・避難情報の配信ツール（防災ナビ等）の登録促進と周知啓発を展開しました。また、自力や身内の支援のみで避難が困難な対象者に対しては必要に応じて地域調整会議を開催し、地域住民や関係職種の協力を得ながら個別避難計画の作成を進めるなど、緊急時の支援体制構築を推進しています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
防災メール登録者数	登録者数	16,000	12,027
防災ナビ登録者数	登録者数	26,000	28,315

基本目標 4

高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち（介護予防サービス・生きがいつくりの推進）

【進捗状況・成果】

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組

健康診査や医療・介護データを活用した健康課題の把握に努めるとともに、保健師等による個別支援やサロン等の通いの場への積極的な関与を実施し、高齢者の生活機能維持および主体的な健康づくりの定着に向けた支援を推進しました。

（2）地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整

医療レセプト、健康診査、介護レセプトのデータ（KDB）等によると、75歳以上高齢者の介護認定率は、国や県より高くなっています。介護認定を受けている要支援1、2の方では、筋・骨格系疾患（骨粗しょう症や脊椎障害、関節症等）に罹っている方が多くみられます。

また、75歳以上高齢者の7割の方が高血圧、4割の方が糖尿病の基礎疾患を持っており、これらの疾患が重症化し要介護状態とならないようにするため、生活習慣病予防を進める必要があります。これら介護予防と生活習慣病の重症化予防についての健康課題を解決するため、医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携し、介護予防についての啓発や生活習慣病の重症化予防事業を進めました。

（3）高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

健康診査や通いの場でのフレイルチェックを通じてハイリスク者を把握し、個々の状態に応じた個別の保健指導・受診勧奨を実施しました。主治医等の医療機関と連携を図りながら、電話・訪問による相談指導や手紙による受診勧奨を行うことで、生活習慣病等の重症化予防や介護予防に向けた効果的な個別支援を実施しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
①重症化予防（糖尿病性腎症）	対象者に対する 保健指導実施率（％）	100	100
②重症化予防（高血圧）	対象者に対する 保健指導実施率（％）	80	79.5
③口腔機能低下予防事業	対象者に対する 保健指導実施率（％）	80	64

(4) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

地域の通いの場での出前講座や各種施設でのシニア向け健康トレーニング教室を実施し、介護予防意識の普及に努めました。シニア向け健康トレーニング教室では、目標値を大きく上回る結果となりました。また、フレイルチェックで把握したハイリスク者へ訪問・電話による個別の保健指導や受診勧奨を実施しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
健康いきいき講座	保健指導必要な人のうち 保健指導実施率（％）	90	62.1
シニア向け健康トレーニング教室	健康状態の維持・向上に つながった人の割合（％）	80	96.8

(5) 健康づくりの推進

各すこやか相談所において、がんや生活習慣病予防、認知症・フレイル予防に関する健康教育を継続的に実施しました。後期高齢者健康診査の対象者へ個別受診券を送付するとともに、がん検診の精密検査未受診者に対して手紙や電話による丁寧な受診勧奨を行うなど、関係機関と連携して病気の早期発見・早期治療に向けた予防啓発を積極的に進めています。

2. 一般介護予防事業の推進

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防フィットネス講座では、市内スポーツクラブ等で介護予防に関する運動や講話などを組み合わせた取組を実施し、運動実践教室では「おおつ光ルくん体操」などを通じて地域での介護予防や通いの場の提供を行いました。また、大学と連携して高齢者向けの高たんぱく総菜レシピを作成し、低栄養予防啓発に努めました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防フィットネス講座	介護予防に取り組むきっかけ となった人の割合（％）	80	96
運動実践教室	延べ参加者数	1,200	823

(2) 地域介護予防活動支援事業

高齢者が住み慣れた地域で居場所や役割を持ち、生きがいを持って生活できるよう地域での介護予防活動への支援を実施しました。令和7年度には新規申請の12団体を含む計54団体へ補助金を交付し、自発的な社会参加の機会創出や地域における仲間づくりの場を拡充しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防活動支援事業補助	支援団体数	60	54

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

サロン等の代表者を対象に講座を開催し、地域における介護予防活動を推進する「介護予防サポーター」として養成しました。さらに継続的な支援として講師を派遣し、体力測定や専門的な講座を行う「介護予防サポーター応援講座」を実施することで、知識の普及と地域通いの場における自発的な予防活動の定着に取り組みました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防サポーター養成講座	累計養成人数	170	192
継続支援の講座	団体数	8	15

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス・活動事業）

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

高齢者の生活支援のニーズに応じ、訪問介護職による身体介護や生活援助を提供することで、日常生活を支援し、要介護状態の重度化防止に努めました。

② 通所型サービス（第1号通所事業）

通所介護事業者による生活機能向上のための機能訓練を実施し、日常の機能維持に努めました。あわせて、「短期集中複合型予防サービス」を通じて訪問と通所を組み合わせた短期集中的な運動機能向上と自立支援に向けた取組を実施しました。

③ 生活支援サービス（第1号生活支援事業）

ひとり暮らし高齢者等を対象に、安心した在宅生活の継続と栄養改善を図るため、見守りを兼ねた配食サービス（総合事業型）を実施しました。

4. 高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進

(1) 社会参加の促進

高齢者の社会参加を促すための移動手段の一つとして、福祉有償運送が令和7年度末時点において7事業所で実施されました。また、「高齢者いきがい交流研修支援事業補助金」は令和6年度末で廃止となりましたが、「単位老人クラブ活動補助金」を活用することにより研修や交流等の多様な視察・自主活動への支援を継承し、高齢者の社会参加促進に取り組みました。

(2) 就労促進、シルバー人材センターの活用

年齢制限のない就職面接会を開催するほか、広報紙でシルバー人材センターの会員募集記事の掲載などを通じ、高齢者の生きがいづくりや就労促進に向けた取組を進めました。

(3) 老人クラブ活動の活性化

単位老人クラブへの補助金交付により活動支援を継続し、よくある誤りを防ぐための事務手引きの改訂やクレジットカード決済への対応など申請に係る環境整備を進めました。会員数は下げ止まりの傾向を見せています。また「大津市高齢者健康づくりスポーツ大会」を継続開催し、クラブ間の交流促進や生きがい・健康づくりに向けた活性化を図りました。

(4) 生涯学習、世代間交流等の促進

公民館専門員研修で高齢者向け講座のノウハウを共有し、各学区で高齢者向け講座を展開しました。また、新しい出前講座メニュー冊子を各施設等へ配布して周知・利用促進を図りました。また、老人クラブ連合会への事業委託を通じて学区ごとの世代間交流事業を継続実施し、参加者・実施者双方から高い評価を得るなど、豊かな知識や経験を生かした生きがいづくりを推進しました。

(5) ボランティア活動への支援

市社協等と連携し、ボランティアカフェやシニア向け講座、地域福祉活動体験学習の相談会等を開催して高齢者が活躍できる機会の創出を図りました。また、ボランティア活動等の地域資源情報をあんしん長寿相談所や市社協間で共有・蓄積することで、市民へ迅速かつ適切な情報提供ができる支援体制の構築に取り組みました。

(6) 生きがいつくりの場の提供

老人福祉センター（愛称「はぴすこ」）を健康づくりの拠点施設とする機能充実を計画的に推進しました。令和6年度の中はぴすこを皮切りに、南・東の計3施設でリニューアルオープンを完了し、運動設備や健康測定器具の配備を進めています。残る北・木戸の2施設についても年次改修を進め、利用増と生きがいつくりを支援します。

(7) 高齢者スポーツの振興

スポーツ推進委員等と協力し、ウォーキングイベント「瀬田川ぐるっとウォーク」や、「ボッチャ」「スリースマイルゴルフ」等のニュースポーツ大会を開催しました。また、スポーツ協会と連携し、大石淀グラウンド・ゴルフ場での月例大会を実施するなど、誰もが気軽に取り組める生涯スポーツの機会の提供と環境整備を推進しています。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
65歳以上の市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率	実施率(%)	65	71.5

基本目標 5

必要な介護保険サービスを利用できるまち

(介護保険サービスの充実)

【進捗状況・成果】

1. 介護人材の確保に係る取組の推進

(1) 介護人材の確保及び介護事業所等の生産性の向上に係る取組の推進

介護人材の確保については、国や県に対し処遇改善と人材確保対策の充実を継続して求めつつ、本市独自の取組として、「大津市介護人材確保連携会議」等での意見を踏まえながら次の3つの方向性から取り組みました。

① 「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性や魅力を発信する取組の推進

介護の仕事の重要性や魅力を広めるため、介護事業者と協働して「おおつ介護フェスタ」を商業施設で開催し広く市民へ周知したほか、市内の中学校や高等学校で「介護事業者による出前講座」を実施しました。市ホームページの特設サイトの活用とあわせ、若い世代をはじめとする市民への多角的な情報発信を展開しています。

② 大津市内の介護事業所等に就職（就業）する人を増やしていく取組の推進

介護未経験者や潜在人材の参入・定着を促すため、「介護に関する入門的研修」の開催に加え、「介護職員との交流会」や「職場説明会」を一体的に実施しました。参加者が実際の介護現場への理解や就職への不安を解消する機会を提供することで、就業意欲の向上と市内介護事業所における人材確保に向けた支援を推進しています。

③ 大津市内の介護事業所等で働き続ける人を増やしていく取組の推進

「新人職員フォローアップ研修」や事業所運営や介護技術などをテーマとしてオンラインによるセミナー、また介護職員の資格取得によるキャリアアップを応援する「大津市介護職キャリアアップ促進給付金」等により定着と資質向上を図りました。また「電子申請・届出システム」導入による文書負担軽減を進め、滋賀県が実施している介護ロボットやICT導入支援等の情報提供を行いました。

2. 介護保険サービスの整備

(1) 地域密着型サービスの整備目標

① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・共用型認知症対応型通所介護
計画していた2施設24人分の整備枠に対し、令和8年時点で1施設12人分の整備を完了しました。一方で、事業所の廃止があり未整備ブロックが残ることから、今後の課題としてサービス提供体制の確保に引き続き努めていきます。

② 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

令和8年度における利用者数が現状の定員枠を上回る見込みがないことから、計画方針に基づき新たな事業所整備に向けた公募は実施しませんでした。事業所の廃止に伴い実績が目標値を下回りました。既存施設の安定的な運営体制の維持を優先し、限られた地域資源の適正な活用と需要に応じたサービス提供体制の確保に努めています。

③ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

高齢者人口あたりの整備状況等を考慮し、日常生活圏域を限定しない整備を推進しました。同一日常生活圏域内における移転に伴う定員増を含め、計画していた2施設36人分について適切な選考と調整を行い、整備目標を無事に達成しました。地域における認知症高齢者の受け入れ体制をいっそう強化しています。

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、通常の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様に、計画方針に沿って新たな施設整備に向けた公募は実施しませんでした。既存の施設機能を効果的に運用し、適切な入所・サービス提供体制の維持に努めています。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

今後の利用需要増を見据え、市内全域を対象とした1か所の新規整備を目指して公募を実施しています。現時点では未整備となっているものの、必要なタイミングで柔軟かつ迅速な訪問介護看護サービスが提供できるよう、整備事業者の獲得に向けた公募手続きを継続して行っています。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者数が現状の定員枠内に収まる見込みであることから新規整備は行わず、既存の小規模多機能型居宅介護事業所からの転換や定員増を対象に公募を実施しました。応募はありませんでしたが、今後も柔軟な機能転換等の意向に応じられる体制を維持し、地域ニーズに即したサービス展開を図ります。

⑦ 夜間対応型訪問介護

将来的なサービス統合を見据えた国の動向を踏まえ、類似機能を持つ定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を優先する方針に基づき、夜間対応型訪問介護については新たな整備に向けた公募は実施しませんでした。限られた地域資源の効率的な配置とサービス体制の集約化に努めています。

⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホームからの転換および新規開設を行わない計画方針に基づき、地域密着型特定施設入居者生活介護の整備に向けた公募は実施しませんでした。地域全体の介護サービス供給バランスに配慮しながら、既存の入居系サービス体制の維持・適正運用に努めています。

■事業実績

サービス種別	目標		実績（見込み）	
	令和8年度 (2026年度)		令和8年度 (2026年度)	
	整備数	人数	整備数	人数
認知症対応型通所介護及び 介護予防認知症対応型通所介護	13	154	10	118
小規模多機能型居宅介護及び 介護予防小規模多機能型居宅介護	16	426	14	361
認知症対応型共同生活介護及び 介護予防認知症対応型共同生活介護	47	810	46	810
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	116	4	116
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	-	3	-
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	4	100

※実績（見込み）の整備数は第9期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

（2）入所・居住系施設サービスの整備目標

限られた地域資源の効率的な活用に向け新規整備の公募は見送る一方、既存併設の短期入所生活介護事業所から介護老人福祉施設への転換を審議のうえ5施設30人分整備しました。また特定施設入居者生活介護についても1施設50人分を整備し、計画方針に基づき既存施設の機能転換と整備目標の達成に努めました。

（3）その他、整備にあたって留意する事項

① 保健医療計画との整合

在宅療養体制の整備にあたっては、滋賀県保健医療計画を踏まえるとともに、第4期大津市保健医療基本計画との整合を図りました。

② 障害福祉の共生型サービスとの整合

高齢者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行できるよう、新規事業者への共生型サービス制度の周知に努めました。また、新規指定を希望する事業者との個別協議において適切な助言・指導を行っています。

3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み

(各論第4章を参照)

4. 地域支援事業の見込み

(各論第4章を参照)

5. 介護保険料の算定

(各論第4章を参照)

6. 介護給付等適正化への取組と目標

① 要介護認定の適正化

訪問調査票の内容を詳細に点検し、審査判定を適正に行うことで、公正かつ適切な要介護認定を実施しました。あわせて、介護認定適正化指導員による訪問調査員向け研修を実施し、調査能力や調査の質の向上を図るなど、要介護認定の一層の適正化に向けた取り組みを着実に進めました。

② ケアプラン等の点検

国保連合会の帳票等を基に点検テーマを決定し、介護給付適正化調査員によるケアプラン点検を実施しました。また、令和7年度からは国のケアプラン点検ツールも活用し、ケアプランの質の向上に取り組みました。住宅改修及び福祉用具購入における事前申請の全件点検に加え、住宅改修については施工後の現地確認を行うことで、不適切な支給の防止を図りました。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会への委託により、医療情報との突合や縦覧点検を実施しました。点検の結果生じた疑義については、同会を経由した事業者への確認および過誤調整を徹底し、重複請求や請求誤りの解消と介護給付の適正化を推進しました。

■事業実績

事業名	事業単位	目標	実績
		令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
要介護認定の適正化	調査票の点検(%)	100	100
ケアプラン等の点検	ケアプラン点検(件)	100	112
	住宅改修の現地確認等 実態調査の実施(件)	45	52
医療情報との突合・縦覧点検	国保連への委託による 点検(%)	100	100

1 基本理念

第9期計画においては、「地域の中で、いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまち おおつ」を基本理念として、地域包括ケアシステムの深化・推進等の取組を進めてきました。今後、地域によって高齢化・人口減少のスピードに差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要があります。

第10期計画では、前計画を継承しながら、すべての高齢者が社会とつながりを保ち、自分らしくいきいきと健やかに暮らせるまちづくりに取り組めます。

**地域の中で いきいきと自分らしく
安心して暮らし続けられるまち おおつ**

2 基本目標及び認知症施策推進計画

大津市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、高齢者施策を推進するうえで重要な視点を第9期計画から引き継ぎ発展させるとともに、より地域の特性にそった地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、以下の4つの視点を基本目標として設定するとともに、認知症施策推進計画を策定します。

基本目標1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち

(在宅医療・介護連携の推進)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、安心して在宅療養を選択できるよう、訪問看護サービスの安定した提供をはじめ、新たな地域医療構想を踏まえた在宅医療・介護連携を推進します。このため、在宅医療・介護連携拠点の運営や在宅療養支援体制の整備を進めるとともに、人生の最終段階における医療やケアについて、家族や信頼する人及び医療・介護関係者と事前に考え話し合う機会の普及・啓発に取り組みます。

基本目標2 地域の中で安心して暮らせるまち

(あんしん長寿相談所の機能充実・生活基盤整備の推進)

あんしん長寿相談所について、複雑化するニーズに対応できるよう専門性の向上を図るとともに、地域住民へ身近な相談窓口としての役割を広く周知し、機能の充実を図ります。加えて、7つの保健福祉ブロックごとの課題に応じた活動目標を立て、それぞれの地域特性に合わせた地域包括ケアシステムの確立に向けて取組を進めます。ケアラーが孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援体制の充実や介護離職を防ぐための取組を進めます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活体制支援整備の充実・強化を図るとともに、住まいや移動手段の確保、見守り体制の構築、災害対策に取り組みます。

基本目標3 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち

(介護予防サービス・生きがいの推進)

高齢者の健康増進を図り、いきいきと健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータ分析により地域の健康課題を把握し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進していきます。特に、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、転倒防止や運動機能の維持・向上を図るための体操教室や啓発活動を拡充します。また、身近な地域で継続的に通える多様な通いの場づくりや外出支援を促進し、高齢者の興味や関心に応じたスポーツ活動、就労促進、多様な社会参加や世代間交流の機会を提供することで、生きがいを推進します。

基本目標4 必要な介護保険サービスを利用できるまち

(介護保険サービスの充実)

2040年を見据えた中長期的な介護ニーズの変化に対応するため、住み慣れた地域での生活を支える多様なサービス基盤を計画的に整備します。サービスの担い手となる介護人材の確保にあたっては、広く介護の仕事の重要性や魅力の発信を図るとともに、就業・定着につながるよう介護現場の負担の軽減や生産性の向上を推進します。また、要介護認定の適正化やケアプランの点検といった介護給付適正化に取り組むことで、適切なサービス提供を実現し、利用者負担を適正に保っていきます。

認知症施策推進計画 認知症の人や家族が安心して生活できるまち

(認知症施策の推進)

国の「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ認知症施策推進計画を策定します。MC I（軽度認知障害）を含む早期発見・早期対応の重要性の周知や予防啓発を推進します。「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制を推進するとともに、認知症の人の社会参加や活躍の場の創出などに取り組みます。また、認知症の人の意思決定支援を促進するため、成年後見制度の利用促進や虐待防止施策の推進を図ります。さらに、家族介護者の負担を軽減するため相談体制や地域の見守り体制の強化を図り、認知症になっても住み慣れたまちで自分らしく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本目標		施策の方向		施策
1	医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	1	在宅医療・介護連携拠点の運営	(1) 医師会をはじめとする関係団体と連携した在宅療養の推進 (2) 拠点訪問看護ステーションによる相談支援の実施 (3) あんしん長寿相談所による相談支援の実施
		2	在宅療養支援体制の整備	(1) 入退院支援ルールの利用の促進 (2) 医療・介護関係者の連携の促進 (3) 在宅医療に関わる医療機関等の支援 (4) 24時間対応を可能とする連携体制の強化
		3	在宅療養・看取りについての普及・啓発	(1) 適切な医療のかかり方についての情報発信 (2) 在宅療養・看取りについての情報等の提供
		4	地域リハビリテーションの充実	(1) 基本的な考え方 (2) 具体的なビジョン及び目標
2	地域の中で安心して暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能充実・生活基盤整備の推進)	1	あんしん長寿相談所の役割の充実	(1) あんしん長寿相談所の役割の充実 (2) 効果的な運営継続のための評価の実施 (3) 地域ケア会議の推進
		2	あんしん長寿相談所のブロック別活動目標	(1) ブロック別活動目標の設定 (2) ブロック別活動目標
		3	介護サービスの質の向上	(1) 介護サービス利用者等の相談体制の充実 (2) ケアマネジャーや介護職員への研修 (3) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
		4	家族介護・ケアラーへの支援	作成中
		5	生活支援の充実・強化	(1) 生活支援体制整備事業の充実 (2) その他の在宅サービス (3) 消費者啓発事業
		6	福祉意識の啓発	(1) 福祉の意識向上 (2) 地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進
		7	暮らしの環境整備	(1) 有料老人ホーム等の充実 (2) 高齢者の住まいの安定的な確保 (3) 住み慣れた住宅の改造助成 (4) 高齢者の移動手段的確保
		8	防災・安全対策の推進	(1) 地域の見守り体制の推進 (2) 災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備 (3) 防災事業

3	高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち (介護予防サービス・生きがいづくりの推進)	1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組 (2) 地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整 (3) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ） (4) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ） (5) 健康づくりの推進
		2	一般介護予防事業の推進	(1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
		3	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1) サービス・活動事業
		4	高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進	(1) 社会参加の促進 (2) 就労の促進 (3) 老人クラブ活動の活性化 (4) 生涯学習、世代間交流等の促進 (5) ボランティア活動への支援 (6) 生きがいづくりの場の提供 (7) 高齢者スポーツの振興
4	必要な介護保険サービスを利用できるまち (介護保険サービスの充実)	1	介護保険サービスの整備	(1) 地域密着型サービスの整備目標 (2) 入所・居住系施設サービスの整備目標 (3) その他、整備にあたって留意する事項
		2	介護人材の確保に係る取組の推進	(1) 介護人材の確保に係る取組の推進 (2) 介護事業所等の生産性向上、経営改善支援に係る取組の推進
		3	介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み	(1) 居宅サービスの利用量の推計 (2) 地域密着型サービスの利用量の推計 (3) 施設サービスの利用量の推計 (4) 介護給付サービスの給付費の推計 (5) 予防給付サービスの給付費の推計 (6) 総給付費（介護給付費・予防給付費）の推計
		4	地域支援事業の見込み	(1) 地域支援事業の費用額推計 (2) 地域支援事業の内容
		5	介護保険料の算定	(1) 第1号被保険者の介護保険料 (2) 所得段階別保険料 (3) 介護給付及び地域支援事業に要する費用の負担割合
		6	介護給付等適正化への取組と目標	(1) 基本的な考え方 (2) 取組方針及び目標

認知症施策推進計画	認知症の人や家族が安心して生活できるまち (認知症施策の推進)	1	認知症に関する知識・理解の普及啓発の推進	(1) 市民への普及・啓発活動の強化 (2) 認知症サポーターの養成と地域活動の推進 (3) 大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及
		2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進	(1) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実 (2) 認知症の人の社会参加機会の確保 (3) 若年性認知症施策の推進
		3	認知症の人の意思決定の支援等	(1) 認知症の人本人からの発信への支援 (2) 認知症の人への意志決定支援及び権利擁護推進事業 (3) 成年後見制度の利用促進 (4) 虐待防止施策の推進
		4	保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備	(1) 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進 (2) 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実 (3) 認知症ケアの質の向上 (4) 認知症の人の家族介護者への支援の充実
		5	認知症予防や早期発見のための対策の推進	(1) 予防に関する啓発及び知識の普及 (2) 早期発見・早期対応の充実

Ⅱ

各論「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

医療・介護サービスが切れ目なく 利用できるまち

(在宅医療・介護連携の推進)

1 在宅医療・介護連携拠点の運営

(1) 医師会をはじめとする関係団体と連携した在宅療養の推進

本市の在宅医療・介護連携拠点は、市内全域の拠点として1か所、北部、中部及び南部の3つの地域ごとに1か所、7つの保健福祉ブロックごとに1か所あり、それぞれが連携して一体的に機能する体制としています。

また、医師会をはじめとする関係団体で構成する協議の場を活用して、在宅療養を推進するに当たっての課題を共有するとともに、課題の解決に向け協議していきます。

大津市在宅医療・介護連携拠点

1つの拠点：明日都（保健所・三師会）

【対象地域】大津市全域

【機能】全体総括・拠点事業の方針決定・情報集約及び発信

- ✓ 市全域の在宅医療・介護連携推進の総括
- ✓ 拠点訪問看護ステーション事業の方針決定
- ✓ 在宅医療・介護連携推進のための情報集約及び発信
- ✓ 在宅医療・介護連携推進に資する人材の育成



3つの拠点：拠点訪問看護ステーション

【対象地域】北部・中部・南部エリア 【機能】在宅医療・介護連携に関する相談の中核（特に医療関係者）

- ✓ 主に専門職、関係機関からの相談対応（来所・電話）
※市民対応も可能
- ✓ 担当エリアの在宅医療・介護連携の推進
- ✓ 在宅医療・介護連携推進に係る合同研修会の開催

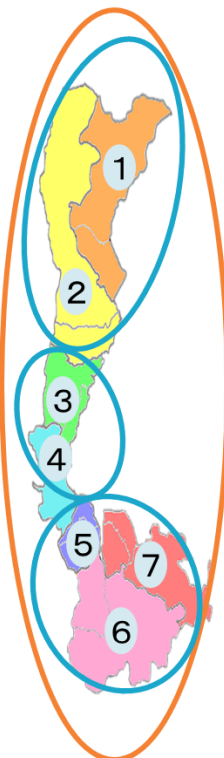


7つの拠点：あんしん長寿相談所(地域包括支援センター)・すこやか相談所

【対象地域】保健福祉ブロック

【機能】在宅医療・介護連携・相談の中核（特に介護関係者）
市民相談・啓発の中核

- ✓ 市民、関係機関からの相談対応（来所・電話・訪問）
- ✓ 担当ブロックの在宅医療・介護連携の推進
- ✓ 在宅医療・介護連携推進に係る市民啓発活動の実施



(2) 拠点訪問看護ステーションによる相談支援の実施

市民が安心して在宅療養を選択できる体制を持続可能なものとするため、本市の7つの保健福祉ブロックをカバーする3つの拠点訪問看護ステーションが、在宅医療・介護連携の中核となり、医療・介護関係者からの相談支援を行います。

(3) あんしん長寿相談所による相談支援の実施

市民の相談窓口であるあんしん長寿相談所と医療・介護関係機関が連携し、安心して在宅療養できるよう相談支援を行います。

2 在宅療養支援体制の整備

(1) 入退院支援ルールの運用の促進

市民の入退院時における支援を効果的に行うため、入退院支援ルールとして「大津保健医療圏域における病院とケアマネジャーの入退院支援の手引き」（令和8年1月改訂・第2版）を作成し、運用しています。

円滑な入院及び退院後の在宅療養への移行を目指し、入退院支援を行う関係者による情報交換会を開催するなど、入退院支援ルールの運用を促進します。

(2) 医療・介護関係者の連携の促進

あんしん長寿相談所、拠点訪問看護ステーション及び本市の在宅医療・介護連携に協力いただける医療・介護関係者（以下「協力者」という。）が中心となって在宅療養に関する情報の市民啓発活動等を行うとともに、医療・介護関係者の対応力を高めるための合同研修会を開催することなどを通じて、医療・介護関係者の連携の促進を図ります。

(3) 在宅医療に関わる医療機関等の支援

訪問診療を実施する診療所をサポートする体制（バックアップ体制）が維持できるよう、市内の在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院を支援していきます。

また、訪問診療を実施する診療所の現状及び課題を把握し、把握した課題への対応策について、医師会をはじめとする関係団体で構成する協議の場において検討していきます。

(4) 24時間対応を可能とする連携体制の強化

市内全域で質の高い訪問看護サービスを24時間365日提供するため、機能強化型訪問看護ステーションの更なる整備を促進し、連携体制を強化します。

3 在宅療養・看取りについての普及・啓発

(1) 適切な医療のかかり方についての情報発信

適切な医療のかかり方やかかりつけ医を持つことの重要性などについてホームページ等を通じて啓発していきます。

(2) 在宅療養・看取りについての情報等の提供

あんしん長寿相談所、拠点訪問看護ステーション及び協力者が中心となり、在宅療養・看取りについての情報及び人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を行う機会の提供を行うことで、地域住民の理解促進に努めます。

4 地域リハビリテーションの充実

「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に係る事業計画」（抜粋）

※今後、「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に係る事業計画」策定後に記載

1 あんしん長寿相談所の役割の充実

(1) あんしん長寿相談所の役割の充実

2040年に向けて高齢者人口が増加し、これに伴い単身高齢者や老老介護が増加することで、高齢者やその家族が抱える課題は一層複雑化・多様化していくことが見込まれ、あんしん長寿相談所の果たすべき役割は更に大きくなります。このような状況に適切に対応するため、あんしん長寿相談所における相談支援機能や関係機関との連携体制を強化するとともに、職員の専門性の向上など、対応能力の充実に努めます。また、頼れる身寄りがない高齢者が安心して地域で生活を継続できるよう、身近な総合相談窓口として適切な支援や必要なサービスにつなぐ体制整備に取り組みます。あわせて、将来にわたり持続可能な相談支援体制を確保し、現状のあんしん長寿相談所の機能を維持していくため、直営のあんしん長寿相談所の委託化についても検討を進めます。

(2) 効果的な運営継続のための評価の実施

各あんしん長寿相談所においては、国の評価指標を用いて年に1回、事業評価を実施します。その結果を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会等と連携を図りながら、あんしん長寿相談所の運営状況や体制を評価し、効果的な運営継続のための必要な対応を検討します。

(3) 地域ケア会議の推進

各あんしん長寿相談所において、困難事例の個別会議や自立支援のための個別会議を開催するとともに、エリアの地域課題を明確にし、エリア会議にて課題解決に向けた取組を検討します。

また、頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応を踏まえて、相談実態の把握と支援策の調査・整理を行い、地域ケア会議を実施し関係者間の連携の推進と課題解決に努めます。

2 あんしん長寿相談所のブロック別活動目標

(1) ブロック別活動目標の設定 作成中

あんしん長寿相談所では、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、総合相談や権利擁護・高齢者虐待防止事業、認知症総合支援事業、介護予防事業等を実施しています。また、地域の関係者や住民と連携した地域づくり活動や、医療・介護の関係者でブロックごとにチームをつくり、在宅療養・看取りについての普及啓発活動を実施しています。本市は南北に長く、自然的条件や社会的条件などにおいて様々な地域特性を有していることから、第7期計画より、市全体の取組に加えて7つのブロック別活動目標を掲げ、それぞれの地域や地域住民にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。第10期計画においても、それぞれの地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの深化・推進へ向けての取組を進めます。

(2) ブロック別活動目標

作成中

3 介護サービスの質の向上

(1) 介護サービス利用者等の相談体制の充実

介護サービスの利用者等からのサービス利用に係る相談を市役所の関係部局の窓口やあんしん長寿相談所において対応し、介護事業者等と調整するなど、利用者等に寄り添った支援に取り組めます。

(2) ケアマネジャーや介護職員への研修

ケアマネジャーを対象としたアセスメント能力やケアマネジメント能力向上のための研修、介護職員等を対象とした認知症ケア向上研修やオンラインセミナー等の実施により、介護サービスの質の向上に努めます。

(3) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

介護現場においてより良いケアを実現し、利用者のQOLを向上させるためには、事業所等における事故発生の未然防止を推進することが重要です。本市では、事故が発生した事業所等からの報告を適切に受け付け、その内容の集計や傾向把握に努めます。あわせて、必要に応じて滋賀県からの助言を得るなど、広域的な連携のもとで事業所の指導や支援を行います。

4 介護家族・ケアラーへの支援 作成中

作成中

5 生活支援の充実・強化

(1) 生活支援体制整備事業の充実

保健福祉ブロックごとに設置している生活支援コーディネーターとあんしん長寿相談所が連携し、高齢者の生活を支える地域資源の情報収集を行うとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化等の体制整備を進めます。

また、国が開設している「介護サービス情報公表システム（生活支援等サービス）」を活用し、見守りや通いの場などの情報を掲載することで、地域資源の利用が促進できるよう、現況の見える化を図り情報提供に努めます。

(2) その他の在宅サービス

高齢者の在宅生活を支援するための各種事業を実施します。

今後も、「よくわかる大津市の介護サービス」や市ホームページ等で事業周知を図り、必要な人に必要なサービスが行き届くよう努めます。また、利用しやすいサービスにするために事業の見直しを行っていくとともに、身寄りのない高齢者への支援について、入院や入所手続き、死後事務の支援などに取り組んでいる先進地の情報収集を行うほか、国のガイドブックを活用し、対応マニュアルを作成するなど具体的な検討を進めます。

(3) 消費者啓発事業

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないための学習の場として、悪質商法にだまされないための講座などを開催するとともに、消費者トラブルの事例や予防策などの情報を掲載した広報紙「ぼけっと」を発行するほか、多く寄せられる相談事例や注意喚起に関する情報を大津市公式LINE等で発信するなど、多様な機会を捉え、広範な啓発活動に努めます。

また、あんしん長寿相談所等の高齢者と関わる機関との連携を図り、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めます。

6 福祉意識の啓発

(1) 福祉の意識向上

地域のニーズに対応するため、様々な主体が集い多世代の交流や多様な活動の機会、役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と地域資源がつながるような基盤となる環境の形成により、地域における活動の活性化や発展を図ります。

このため、福祉学習を通じて、地域住民のニーズ・生活課題の把握及び地域福祉活動の支援・情報発信等に取り組むとともに、行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながる体制の構築を図ります。

(2) 地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進

地域共生社会の実現に向けて、第5次大津市地域福祉計画に位置付けられた各種事業に取り組めます。また、同計画に重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、具体的な施策や目標を定めるとともに、複雑化・複合化した生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、個別事例への支援や連携会議等を通して関係機関と連携を図ります。

7 暮らしの環境整備

(1) 有料老人ホーム等の充実

介護老人福祉施設に代わる入居施設のひとつとして、サービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホームが増加しており、令和8年5月時点での入居定員総数は2,540人となっています。

有料老人ホーム等が多様なニーズに応える受皿として質の高いサービスを提供できるよう、適切に助言・指導を行っていきます。

(2) 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者がニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう住まいの種類や特徴に関する情報を把握し、高齢者及び家族への情報提供に努めます。

また、市営住宅の特定目的住宅については、「大津市住生活基本計画」に基づき、高齢者等に配慮した住宅の整備を計画的に進めます。

さらに、地域共生社会の実現という観点からも住まいと生活の一体的支援は重要であり、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まい確保のため、滋賀県居住支援協議会の支援制度を活用するとともに、滋賀県高齢者居住安定確保計画の下、高齢者の居住の確保に取り組めます。

(3) 住み慣れた住宅の改造助成

高齢者が住み慣れた住まいで暮らし続けられるように、小規模住宅改造経費助成事業等の生活支援サービスについて、今後も、事業周知に努めるとともに、あんしん長寿相談所における相談の中で適切にサービスにつなげていきます。

(4) 高齢者の移動手段の確保

利用者数の減少や運転手不足に伴い路線バスの減便や廃止が進むなか、高齢者をはじめとする市民の移動手段を確保する必要があります。

本市では、志賀地域、葛川・伊香立・仰木地域、上田上・晴嵐台地域においてデマンド型乗合タクシーを運行しており、今後もニーズを把握しながら、運行内容の改善に努め、効率性と持続可能性の向上を図ります。

また、高齢者が電車やバス等を快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン車両の導入促進を図るとともに、鉄道駅についても鉄道事業者によるバリアフリー化の促進に向けた協議を進めながら、誰もが利用しやすい公共交通を目指します。

さらに、地域の特性に応じた交通ネットワークの再構築にあたっては、地域や交通事業者の意見を参考にしながら、福祉・交通両部局間の連携を図り、高齢者等交通弱者の状況の把握と様々な移動手段、施策を検討します。

8 防災・安全対策の推進

(1) 地域の見守り体制の推進

地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保するため、高齢者と接する機会の多い民間事業所等と連携した高齢者等地域見守りネットワーク事業を進め、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援の提供を図ります。また、市社協や大津市民生委員児童委員協議会連合会と連携し、協定先の拡大を図るとともに、定期的な情報交換会を通じて、具体的な見守りの取組について参画事業所の意識を高めていただき、事業所間の連携を促進しながら、よりきめ細やかな見守りが地域で実施されるよう努めます。

(2) 災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備

豪雨や台風、地震等の災害や新たな感染症の脅威から高齢者を守る体制整備を進める必要があります。高齢者施設等が防災や感染症への適切な対応を行うことができるよう、平時から関係部局と連携し、国や県の補助金制度等を積極的に活用して、介護サービス事業所や介護施設における防災設備や感染症対策設備の整備を支援していきます。

また、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定や計画に沿った研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられていることから、実地による運営指導の際に、これらの実施状況を確認し、適宜、助言・指導を行っていきます。

さらに、介護保険施設の整備にあたり、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等での整備を制限するなど、防災対策を進めていきます。

(3) 防災事業

避難情報等や気象情報の情報発信手段についてSNS等を用い、さらなる周知啓発に取り組み、市民の防災意識向上を図ります。また、避難情報等の情報が行き渡るよう、防災メールや防災ナビの登録者数拡大に向けて、ホームページや広報おおつ等にて周知や登録促進を継続します。

高齢者本人だけでなく、地域での見守りや対応を考えてもらえるよう訓練や出前講座等の機会を捉えて、緊急時の支援体制の啓発に取り組みます。

また、災害時の避難に支援が必要と思われる高齢者、障害者等から情報提供の同意を得た避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供先の拡大に取り組むとともに、個別の避難計画（個別計画）の作成について、専門職や地域、関係部局と連携して取り組んでいきます。

高齢者がいきいきと健やかに生活し、 社会参加ができるまち

(介護予防サービス・生きがいのづくりの推進)

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向があります。このことから、高齢者の心身の多様な課題に応じてきめ細かな生活習慣病予防等の疾病予防と生活機能維持のための介護予防を一体的に実施する必要があります。

健康寿命の延伸のため、様々な事業を通じて、高齢者自身が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援を行います。

(2) 地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整

医療レセプト、健康診査、介護レセプトのデータ等より、介護認定を受けている要支援1、2の方は、骨粗しょう症や脊椎障害、骨折等の筋骨格系疾患に罹っている方が多くみられます。このことから、更に介護が必要な状態にならないように、介護予防や転倒予防に関する啓発を進める必要があります。また、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を持っている方が認知症や脳梗塞、腎不全など合併症を発症しないよう、重症化予防事業を進めていく必要があります。このような地域の健康課題の共有や課題解決について、地域の医療関係団体等と積極的に連携し取り組みます。

(3) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

高齢者の心身の状態を把握し、介護予防（口腔等）や生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、訪問指導を行い、必要に応じて医療機関と連携します。

(4) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、運動・栄養・口腔等の介護予防の知識を広く市民に周知するとともに、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組むきっかけづくりとなるよう支援します。

また、高齢者の健康状態やフレイル状態を把握し、状況に応じて、健康相談・保健指導を実施し、必要に応じて、健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨などを行います。

(5) 健康づくりの推進

高齢者の健康づくりとして、生活習慣病予防や生活習慣病からのフレイル予防、認知症の予防啓発に取り組みます。さらに、「大津市がん対策推進基本計画」に基づいて、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者とその家族への支援等の施策を関係機関と連携して進めていきます。

これらの取組を進めていくため、各すこやか相談所において、がんや生活習慣病予防、生活習慣病からのフレイル予防、認知症予防に関する健康教育を行います。

また、後期高齢者健康診査の対象者に対して、個別に受診券を送付するとともに、がん検診精密検査の未受診者に対する受診勧奨を行い、がんの早期発見、早期治療につなげていきます。

2 一般介護予防事業の推進

(1) 介護予防普及啓発事業

全ての高齢者を対象に、介護予防に関する正しい知識の普及、啓発を進めるとともに、運動実践教室等を実施し、介護予防に取り組む市民が増えるよう努めます。

(2) 地域介護予防活動支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で「居場所」「仲間」「役割」、さらには日常生活を送る上での「生きがい」を創出するための活動を支援することにより、介護予防を推進するとともに、多世代交流の場として発展していくことを目指していきます。

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防に関する知識を持つ「介護予防サポーター」を養成し、サロン等通いの場においてその知識を周囲に広め、介護予防活動を推進できるよう、「介護予防サポーター養成講座」を実施します。

また、養成講座を修了したサポーターが参加しているサロン等へリハビリテーション専門職を派遣し、体力測定や介護予防に関する講座を行う「応援講座」を実施します。

3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) サービス・活動事業

要支援認定者等の多様な生活支援のニーズを把握し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援が実現できることを目指すとともに、住民等の多様な担い手によるサービスの総合的な実施や生活支援とのマッチングを推進します。

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

高齢者の生活支援のニーズに応じ、訪問介護職による身体介護や生活援助の提供を行います。

② 通所型サービス（第1号通所事業）

通所介護（デイサービス）事業者による生活機能の向上のための機能訓練を行います。また、リハビリテーション専門職等による居宅への訪問と施設通所を組み合わせ、短期集中的に運動器の機能向上訓練を行う「短期集中複合型予防サービス」を実施します。

③ 生活支援サービス（第1号生活支援事業）

ひとり暮らし高齢者等に対する見守りとともに栄養改善を目的とした配食サービス（総合事業型）を実施します。

4 高齢者の社会参加及び生きがいの推進

(1) 社会参加の促進

「いきいきライフセミナー」を開催し、短時間就労マッチングシステムやシルバー人材センターを紹介するほか、就労まで考えていない方でも“なにかやりたい”“社会の役に立ちたい”という思いを叶えられるよう、ボランティア活動の紹介をするなど、多様な社会参加の情報提供を行います。

また、就労や社会貢献だけでなく、地域社会の一員として社会的なつながりを広げる老人クラブの活動について支援していきます。

(2) 就労の促進

70歳までの就業確保措置の努力義務化の周知をはじめ、高齢者の雇用に対する助成や、定年引き上げ等の措置に対する助成など、国や県の支援制度の周知に努めます。

短期就労を希望する高齢者に対しては、短期就労マッチングシステムやシルバー人材センターの活動により、生きがいづくりとしての就労も含めた就労機会の確保を図ります。

(3) 老人クラブ活動の活性化

高齢者の介護予防、健康増進、生きがいづくりを進める上で、最も身近な活動主体である老人クラブに対して、補助金を交付し活動の活性化を支援します。高齢者のライフスタイルも様々である現在において、地域を基盤とする老人クラブに参加することで生まれる身近なコミュニティでの交流を促進し、より豊かな老後となるように、老人クラブの活動を支援していきます。また、「健康づくりスポーツ大会」などのイベントを通じ老人クラブ間の交流の場を確保するとともに、老人クラブ連合会と協力して活動内容の周知啓発等を行い、老人クラブの活性化につながるよう働きかけを行っていきます。

(4) 生涯学習、世代間交流等の促進

参加者同士の交流や仲間づくりのきっかけとなるよう高齢者向けの公民館講座や出前講座のメニューを充実させ、引き続き健康長寿に関する学習機会が提供できるよう実施します。

また、老人クラブ連合会への委託により世代間交流を目的とする事業を引き続き実施し、高齢者の経験や知識を活用することで高齢者の生きがいづくりにつなげるとともに、地域における世代間のつながりが深まるよう取組を進めます。

(5) ボランティア活動への支援

高齢者が培った経験や能力を活かし、地域活動の担い手としてボランティア活動を行うことは、高齢者自身の健康で自立した生きがいのある生活につながります。意欲のある高齢者が、ボランティア活動やNPO活動に参加しやすいよう情報提供等支援を行うとともに、市社協が運営する大津市ボランティアセンターとの連携を図ります。

(6) 生きがいづくりの場の提供

老人クラブ活動や教養向上のための活動、レクリエーション活動、地域活動等の拠点として、市内各所に設置された老人憩いの家や老人福祉センターを活用します。

特に、市内5施設ある老人福祉センターについては、多様化する高齢者ニーズに応えるため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）にかけて「健康寿命の更なる延伸に向けた高齢者の健康づくりの拠点施設」として機能充実を図り、運動機能向上のためのトレーニングルームとシャワー室を配備し、体組成計や血管年齢計などの健康測定器具を設置するほか、フレイル予防教室を実施するなどソフト面の取組を順次進めています。今後は、これら整備した機能を十分に活かし、引き続き利用者の確保に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながるよう取組を推進します。

(7) 高齢者スポーツの振興

高齢者の健康や生きがいの増進につながるよう、ウォーキングをはじめ、誰もが参加できるスポーツイベントを開催するなど、各世代がスポーツに取り組める機会や環境の整備を行っていきます。

1 介護保険サービスの整備

令和22年（2040年）に向け、高齢者人口の動向に伴い認定者数の増加が見込まれることから、引き続き、地域の介護ニーズに対応した介護保険サービスの基盤整備を進めていくことが求められます。

介護保険サービスの整備は、高齢者の生活の質の向上、社会生活への参加、介護離職ゼロの実現等に向けた極めて有効な施策です。多様なニーズを抱える高齢者が本人の希望や身体の状態等に応じて、住まいや介護サービスを選択できるためには、特別養護老人ホーム等に加え、特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付き有料老人ホーム等を含めた介護基盤の整備が重要となります。しかしながら、過剰なサービス整備は介護保険料の上昇に直結するため、その規模や内容については極めて慎重に検討する必要があります。

限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくためには、有料老人ホーム等の設置状況など、高齢者向け住まいの実態を多角的に把握することが必要であることから引き続き県等と連携しつつ、あわせて中長期的な介護ニーズの見通しについて介護サービス事業者等と共有し、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討していくことが重要です。

また、地域密着型サービスについては、住民のサービス利用の在り方や地域特性を踏まえながら整備を推進します。なお、地域密着型サービス及び入所・居住系施設は、学識経験者、介護サービス事業者、市民団体、大津市で構成する「大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会」において審議のうえ、選考していくものとします。

（１）地域密着型サービスの整備目標

① 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び共用型認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、令和11年度（2029年度）及び令和22年度（2040年度）の利用者見込数が現状の定員を上回る見込みがないものの、未整備ブロックがあることから、これらを優先しつつ日常生活圏域を限定せずに整備を進めていきます。共用型認知症対応型通所介護は、介護保険サービスの設備を共用して実施するものであることから、事業者からの提案があれば審議のうえ認めていきます。

② 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、令和11年度（2029年度）及び令和22年度（2040年度）の利用者見込数が現状の定員を上回る見込みがないため、新たな整備は行いません。

③ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、15の日常生活圏域全てに整備し、全ブロックでほぼ充足している状況にあります。

このため今期は、新たな整備を抑制し、2040年に向けてサービスの見込量等を総合的に見極めながら、既存資源の有効活用や質的な向上を重視した体制維持に努めます。

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様に新たな整備は行いません。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、令和11年度（2029年度）、及び令和22年度（2040年度）の利用者見込数が、共に現状の定員を上回ると見込まれるため、地域を限定せずに市内1か所の整備を目標とします。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、令和11年度（2029年度）、及び令和22年度（2040年度）の利用者見込数が現状の定員を上回る見込みがないため、新たな整備は行いません。なお、機能を併せ持つことになる既存の小規模多機能型居宅介護事業所からの転換や既存事業所の定員増については、審議のうえ認めていきます。（転換による整備数は未定のため「－」としています。）

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護について、住宅型有料老人ホームから介護付き有料老人ホームへの転換及び新規開設による整備は行いませんが、国が進める有料老人ホームの登録制度の議論の動向や、制度改正の状況も踏まえながら、2040年に向けて整備のあり方について検討を行っていきます。

（２）入所・居住系施設サービスの整備目標

介護老人福祉施設等の入所・居住系施設サービスについては、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、新たな整備は行わず、既存施設の改築（危険区域の移転を含む）等を支援していくこととします。

ただし、既存の介護老人福祉施設が改築される場合の増床は認め、ユニット型個室での整備を基本としつつ、多床室の整備も認めます。

また、介護医療院については、市外の施設に依存している現状を踏まえ、事業者から申し出があった場合には、整備を進めていくこととします。

(3) その他、整備にあたって留意する事項

① 保健医療計画及び新たな地域医療構想との整合

在宅療養体制の整備については、第4期大津市保健医療基本計画、滋賀県保健医療計画及び現在、滋賀県において策定中の新たな地域医療構想との整合を図ります。

② 障害福祉の共生型サービスとの整合

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、介護や福祉分野の社会資源や人材にも限りがある中で、地域の実情に合わせて、他分野の社会資源や人材を活用しながらサービス提供を行うことができる共生型サービスについては、今後も引き続き制度の周知を図りながら新たに指定を受けようとする事業者との個別の協議において、適切な助言・指導を行っていきます。

2 介護人材の確保に係る取組の推進

介護人材の確保については、処遇改善に向けた取組が行われることを前提としつつ、第9期計画における3つの方向性での取組の推進を基本としながら、事業所において「介護の価値を高める」生産性の向上の取組が行われるよう支援を行っていきます。

(1) 介護人材の確保に係る取組の推進

① 「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性や魅力を発信する取組の充実

介護職としての就職や人材の定着のためには、「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性への理解を深めることが取組の土台となります。介護の仕事を身近に感じ、興味や関心を持ってもらうことや、やりがいのある仕事、魅力のある仕事であることを知ってもらうため、引き続き、若い世代を中心に多くの市民を対象とした啓発活動や多角的な情報発信に介護事業者と協働して取り組みます。

② 介護の現場への多様な人材の参入を支援する取組の推進

介護現場では、若者や外国人、元気高齢者など多様な人材が参入し、活躍できる環境を整えていくことが求められています。事業所等において多様な人材の雇用が促進されるような取組を進めていきます。また、介護分野への介護未経験者の参入や潜在的な介護人材の再起を支援するため、引き続き基本的な介護の知識や技術を学べる機会の充実に取り組みます。

③ 大津市内の介護事業所等で働き続ける人を増やしていく取組の推進

働きやすい職場環境づくりと合わせて、介護職員が将来展望を持って介護の現場で働き続けることができるよう、意欲・能力・志向やライフステージ等に応じたキャリアパスを構築していくことが、介護事業所等において働き続けることにつながります。介護人材の定着を推進していくため、事業者が介護職員の技能や知識の向上、および働き続けたい職場環境を作っていくための取組に対する支援を行っていきます。

また、従業員への安全確保対策は一義的には事業者が責任を持つべきものであることを前提としつつ、とりわけメンタルヘルスやハラスメント対策は、介護人材の離職防止、長期定着に資するものであることから、市として事業者による適切な対策や体制構築を後押しするため、関連情報の提供や啓発活動を中心とした周知・支援に努めます。

なお、外国人介護職員の在留期間を見据えた環境整備などの中長期的な定着支援や、介護分野にとどまらない地域全体での多文化共生の観点については、今後の動向を踏まえ検討します。

(2) 介護事業所等の生産性向上、経営改善支援に係る取組の推進

① 業務負担の軽減と質の高いケアを実現する「介護現場の革新」の推進

介護人材の確保・定着に向けては、事業所等の業務改善をはじめとした生産性向上の取組も重要になります。滋賀県が取り組んでいる「介護現場の革新」事業や、ICT機器・介護ロボット等のテクノロジーの導入支援等各種施策に対し事業所が積極的に手を挙げ参加できるよう、周知や誘導を図っていきます。

② 事業者同士の連携の推進

滋賀県が主体となって設置される「人材確保に関するプラットフォーム」や「生産性向上等の取組の促進を図るための協議体」に参画するとともに、経営課題の解決に向けて事業者同士が協力・連携等できるよう、事業所の職員同士が顔の見える関係づくり等を進めていきます。

3 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み

(1) 居宅サービスの利用量の推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(2) 地域密着型サービスの利用量の推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(3) 施設サービスの利用量の推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(4) 介護給付サービスの給付費の推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(5) 予防給付サービスの給付費の推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(6) 総給付費（介護給付費・予防給付費）の推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

4 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業の費用額推計

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(2) 地域支援事業の内容

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

5 介護保険料の算定

(1) 第1号被保険者の介護保険料

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(2) 所得段階別保険料

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

(3) 介護給付及び地域支援事業に要する費用の負担割合

※今後、国が提供する見える化システムを活用して作成

6 介護給付等適正化への取組と目標

「介護給付適正化計画」策定後抜粋

Ⅲ

各論「認知症施策推進計画」

認知症の人やその家族をはじめ、市民や地域の声

1 市民意識調査について（市民の認識）

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すため、市民の皆さまの認知症に関する意識や考えをお伺いしました。

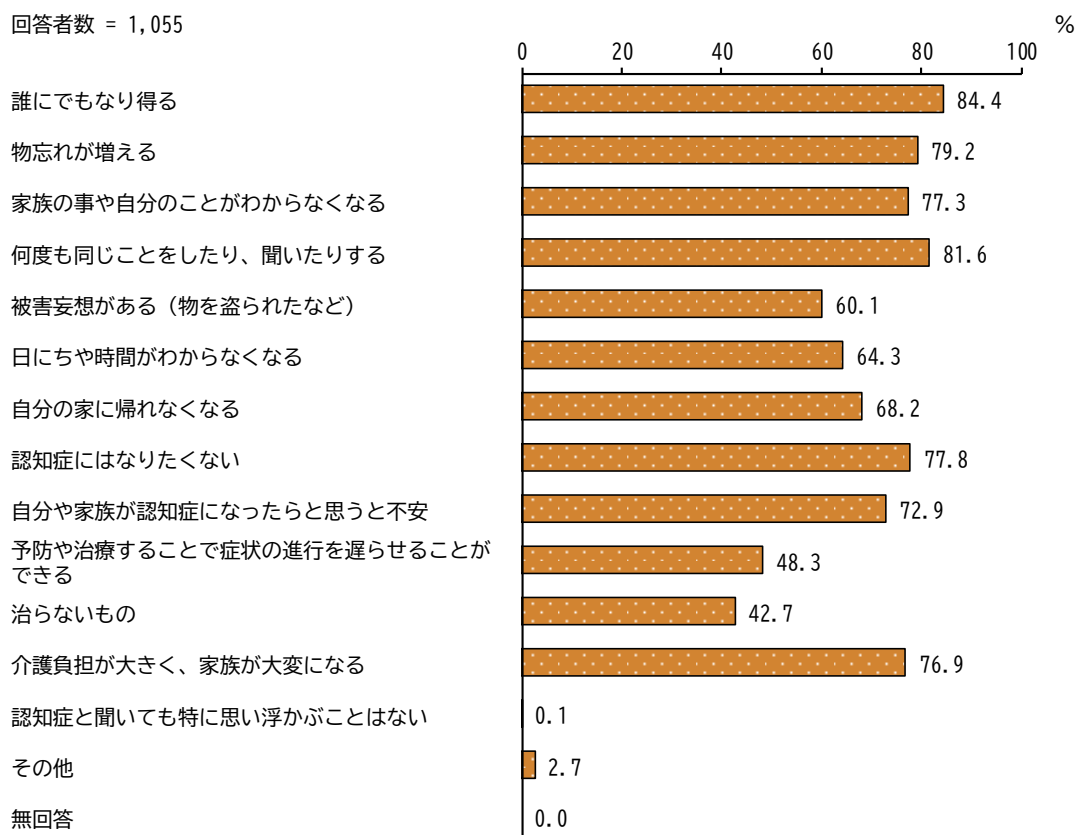
- 調査対象 18歳～64歳の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査期間 令和8年1月29日（木）～令和8年3月16日（月）
- 調査方法 はがきの郵送による配布、インターネットによる回答
- 回収状況

調査名	配布数	回収数	回収率
認知症に関する市民意識調査	3,000件	1,056件	35.2%

① 「認知症」と聞いて思い浮かぶこと

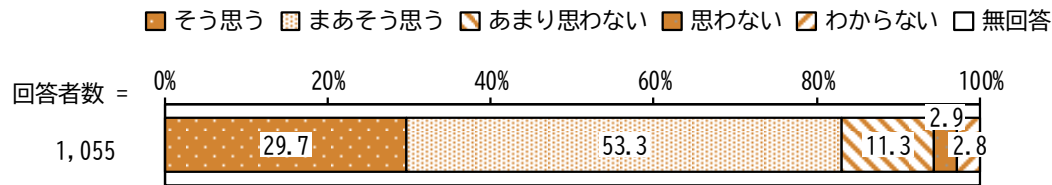
「誰にでもなり得る」の割合が84.4%と最も高く、次いで「何度も同じことをしたり、聞いたたりする」の割合が81.6%、「物忘れが増える」の割合が79.2%となっています。

回答者数 = 1,055



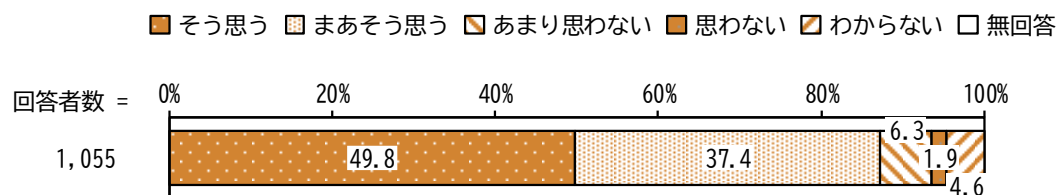
② 認知症になると症状が進行していき、何もできなくなってしまうと思うか

「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“思う”の割合が83.0%、「あまり思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が14.2%となっています。



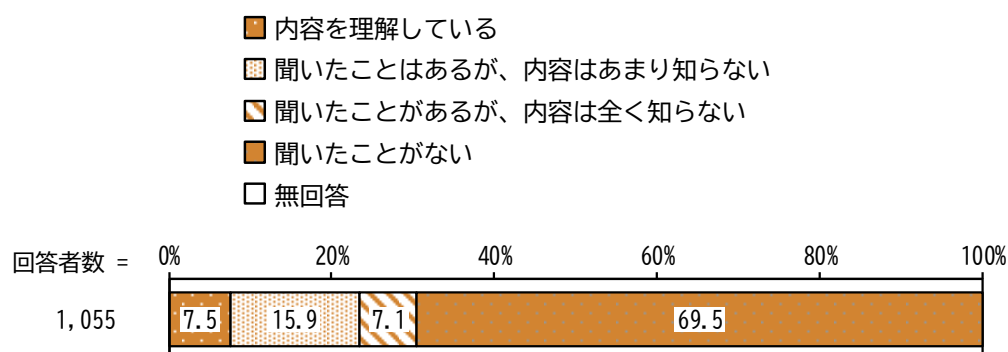
③ 周りの人の関わり方で、症状の進行を遅らせることもあれば悪化させることもあると思うか

「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“思う”の割合が87.2%、「あまり思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が8.2%となっています。



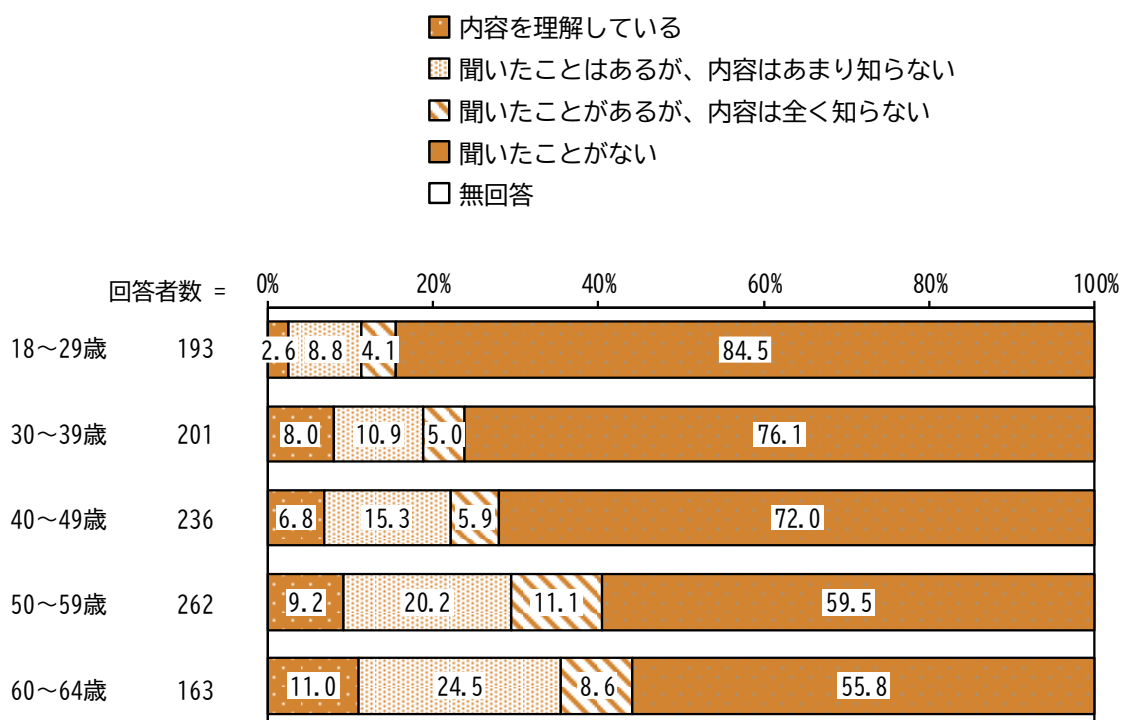
④ 「新しい認知症観」の認知度

「聞いたことがない」の割合が69.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はあまり知らない」の割合が15.9%となっています。



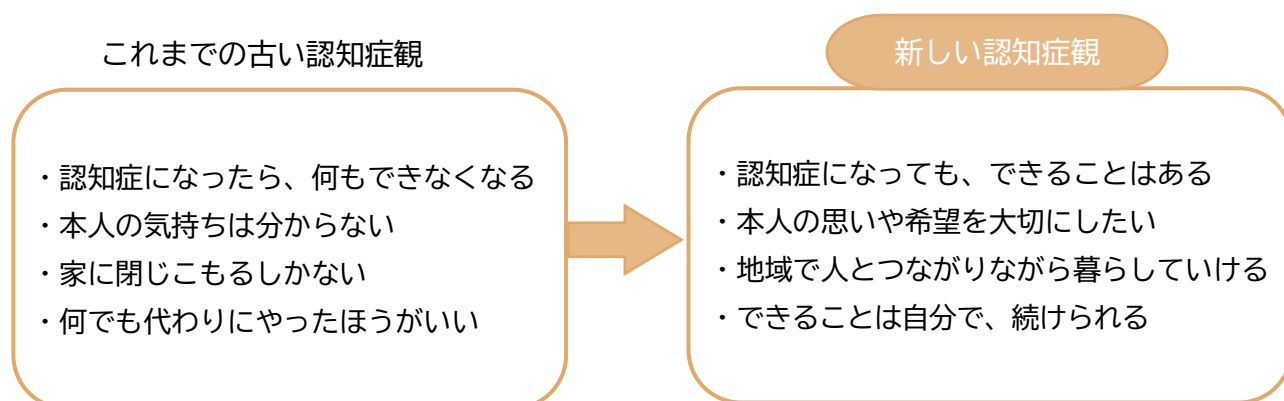
【年齢別】

年齢別にみると、年齢が若くなるほど「聞いたことがない」の割合が高い傾向にあります。



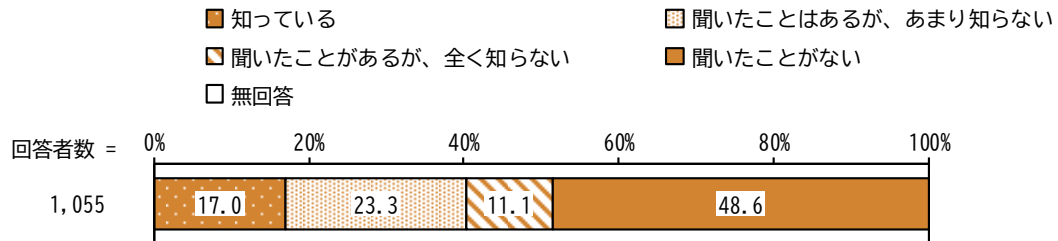
■新しい認知症観とは

「新しい認知症観」とは、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方のことです。



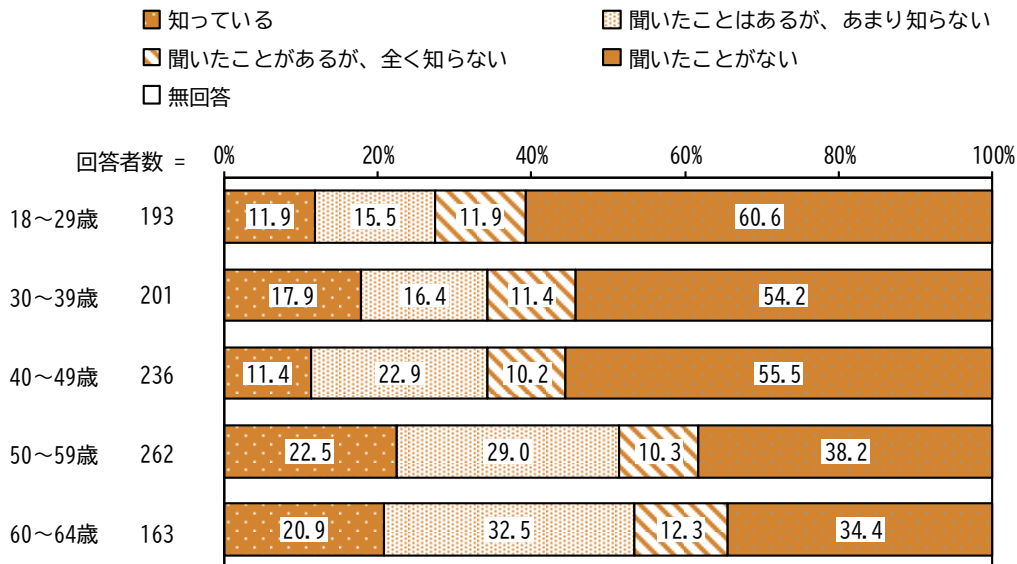
⑤ 「MC I：軽度認知障害」の認知度

「聞いたことがない」の割合が48.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、あまり知らない」の割合が23.3%、「知っている」の割合が17.0%となっています。



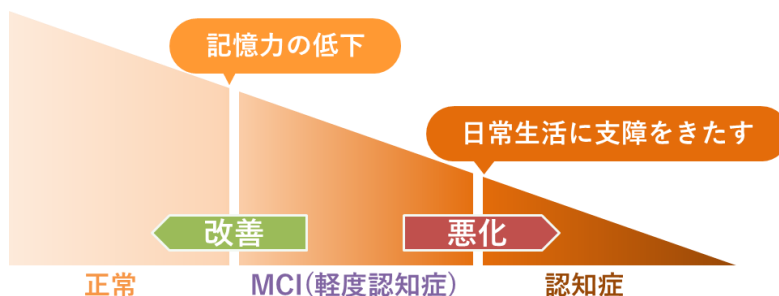
【年齢別】

年齢別にみると、年齢が若い層の方が「聞いたことがない」の割合が高い傾向にあります。



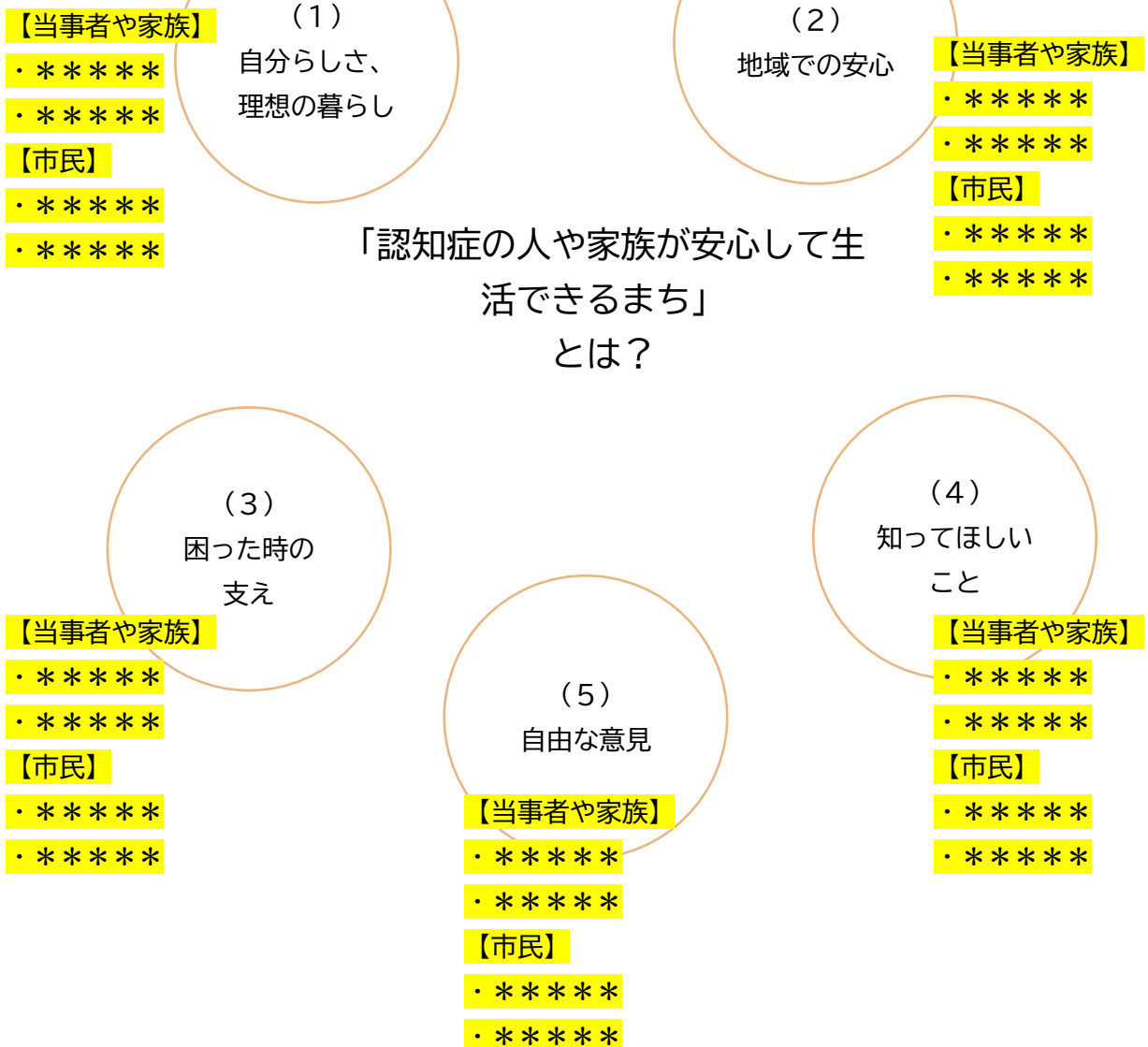
■ MC I（軽度認知障害）とは

MC I（軽度認知障害）とは、加齢によるもの忘れとは異なり、記憶や判断力などの認知機能に低下が見られるものの、日常生活に支障がない状態を指します。認知症の一手手前の段階ですが、バランスの良い食事や定期的な運動、十分な睡眠、社会活動への参加を心掛けることで、改善する可能性があります。



2 認知症本人・家族・地域の声（施策の起点）

大津市では、認知症当事者やその家族、地域の方に対し、それぞれが持つ「認知症観」をお聞きました。また、市内の大学の授業内において、学生を対象に「認知症の人や家族が安心して生活できるまち」をテーマとしたワークショップを実施しました。さらに、小学生を含む市民の方々を対象とした認知症サポーター養成講座内でも、同様のテーマでワークを行い、多世代の方々からご意見をいただきました。



1 目指すべき姿

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの市民にとって身近なものとなっています。

本計画では、第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域の中で いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまち おおつ」の実現を目指し、認知症の人も含めたすべての高齢者が社会とのつながりを保ち、健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

その中で本市が目指すのは、「認知症の人や家族が安心して生活できるまち」の実現であり、この目標を達成するためには、従来の固定観念にとらわれず、認知症になっても自分らしく尊厳を持って生きられるという「新しい認知症観」を社会全体で共有することが不可欠です。本市では、寄せられた認知症の人本人や家族、そして地域住民の意見をあらゆる施策の起点とし、この「新しい認知症観」に基づき、知識の普及から環境整備、意思決定の支援、きめ細やかな相談、予防や早期対応にいたる多角的な施策を推進していきます。

具体的には、「認知症に関する知識・理解の普及啓発の推進」、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進」、「認知症の人の意思決定の支援等」、「保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備」、そして「認知症予防や早期発見のための対策の推進」という5つの主要施策に取り組みます。

1 認知症に関する知識・理解の普及啓発の推進

(1) 市民への普及・啓発活動の強化

「認知症の人や家族が安心して生活できるまち」を目指し、関係機関と連携して、「オレンジリングフォーラムおおつ」の開催をはじめとした認知症周知啓発活動を重点的に実施します。

これまで十分に情報が行き届いていなかった「認知症への関心が薄い層」に向けては、商業施設など人が集まる場所での普及啓発活動を展開するとともに、幅広い世代が関心を持ち、認知症を身近に感じられるような取組を進めます。

特に、市民意識調査において認知症への理解が十分に浸透していないことがうかがえた若い世代に向けては、認知症について正しく学び、認知症の人との交流などを通じて理解を深める機会を創出する取組を展開し、これからの地域社会を担う世代が認知症への正しい理解を深め、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

(2) 認知症サポーターの養成と地域活動の推進

認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するため、大津市認知症キャラバン・メイト連絡協議会と協力し、子どもから高齢者まで幅広い層を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。その際、既存の講座内容にとらわれることなく、受講者の属性やニーズに応じたプログラムを検討・実施するとともに、より幅広い対象への講座開催を推進し、認知症に関する正しい理解の普及・啓発を図ります。

特に、企業を対象とした「企業職域型認知症サポーター」の養成に努めます。これにあたっては、窓口でのトラブル対応力の向上や行政への早期の橋渡しを狙いとし、民間企業との協働によるサポーター養成を重点的に進めます。

また、「認知症サポーターステップアップ講座」を受講した認知症サポーターで構成されたボランティアグループ「チームオレンジおおつ」が、認知症の人と家族を地域で温かく見守り、支えるボランティア活動を行えるよう活動体制を支援します。

(3) 大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及

認知症の状態や進行に応じた適切な医療や福祉サービスの情報を、わかりやすくまとめたものを「認知症ケアパス」といいます。

本市においては、「認知症ケアパス」や「認知症チェックリスト」、認知症関連の情報をまとめた「大津市認知症ガイドブック」を作成し、各あんしん長寿相談所に設置するなど、様々な方法で情報発信に取り組んでいます。今後は、認知症と診断された時などに、必要な情報を、適切なタイミングで分かりやすく届けるため、提供方法などを検討していきます。これにより、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で情報が共有され、サービスが切れ目なく提供できるよう普及に努めます。

2

認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進

(1) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実

認知症の人は、認知機能の低下から社会参加が困難になり、社会的に孤立することがあります。認知症であっても、今までと同じように生活の継続性が尊重される支援が必要です。

医療機関や福祉サービス事業所はもとより、スーパーやコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、商店、地域住民等、地域全体で連携を図り、認知症になっても安心して社会生活が継続できるよう、地域での見守り体制の強化を図ります。

これら見守りや支援を地域全体でより実効性のあるものとするため、認知症の人やその家族の声を多様な形で継続的に把握・分析し、それらを施策に反映・改善していきながら取組を推進していきます。

具体的には、事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者等と連携し、異変のある高齢者の早期発見と安否確認等の必要な支援を行う「大津市高齢者等地域見守りネットワークに関する事業協定」の協定先を増やし、認知症高齢者等を見守る目を増やしていくことで、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

さらに、認知症に関わる行方不明高齢者への対応については、「行方不明高齢者等早期発見ダイヤル」への登録を推奨するとともに、行方不明高齢者等早期発見ダイヤル登録事業所数を増やします。

加えて、認知症サポーター養成講座を受講した事業所に、地域で見守る「オレンジ協力隊」となっていただく取組を進めるとともに、行方不明時の早期発見のツールとして、「行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業」、認知症高齢者が外出時に第三者に損害を与えた際の賠償責任を補償する「認知症高齢者等個人賠償責任保険制度」等の取組を引き続き行います。

(2) 認知症の人の社会参加機会の確保

認知症の人が住み慣れた地域で役割や生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けられるよう、社会参加の機会の確保・充実を図ります。「認知症カフェ」や「共生の居場所づくり」を推進するとともに、認知症の人が地域の一員として人とのつながりを持ち、自らの意思や希望に応じて活躍できる場を広げます。認知症の有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

(3) 若年性認知症施策の推進

若年性認知症の人やその家族には、教育費や住宅ローン等経済的な問題や就労等様々な若年性認知症特有の課題があります。このため、若年性認知症の人やその家族の多様な思いを聴きながら、診断時から行政・医療・福祉・就労支援機関等が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。具体的には、すこやか相談所や障害福祉課等関係部局と連携して生活・就労等の多角的な支援を行うとともに若年性認知症の人やその家族が交流できる場として開設した「若年性認知症カフェ」を活用します。あわせて、市民をはじめ医療、福祉、介護の関係者や企業等に対して若年性認知症についての普及・啓発を行い、社会全体の理解啓発を進めます。

3 認知症の人の意思決定の支援等

(1) 認知症の人本人からの発信への支援

認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えます。そのため、認知症の人が意見を発信しやすい場を創出し、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援体制を構築します。また、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」を開催し、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する機会を増やします。

さらに、「認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議」に認知症の人本人にも参画いただき、ともに本市の認知症施策を検討します。

(2) 認知症の人への意思決定支援及び権利擁護推進事業

認知症の人が自らの意思で日常生活を営めるよう、最新の意思決定支援ガイドラインの活用や医療・介護現場での研修を進めます。本人ミーティングや認知症カフェを通じて意思決定に関する情報提供を行い、本人や家族の意識向上を図ります。また、関係機関と連携した消費者被害防止の注意喚起や、高齢者虐待防止ネットワークの構築支援等を行い、地域全体で認知症の人の権利利益を保護します。

(3) 成年後見制度の利用促進

大津市権利擁護サポートセンターにおいて、高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談、申立支援を行うとともに、広報紙、パンフレット、ホームページ等での情報発信や講習会、研修会を開催し、成年後見制度の普及や利用促進を図ります。

また、権利擁護サポートセンターを、地域連携ネットワークをコーディネートする機関（中核機関）に位置付け、関係部局や市社協、あんしん長寿相談所等との連携を進めます。中核機関では、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が「チーム」を構成して取り組めるよう支援します。また、権利擁護支援や成年後見人等の担い手の養成・確保に向け、研修や啓発等を実施して権利擁護支援を充実するとともに、成年後見人等の後見活動に関する相談に応ずるほか、事例検討会を開催し、成年後見人等の支援に取り組めます。

成年後見を申し立てる親族のいない高齢者等に対しては、「大津市成年後見制度利用支援に係る審査会」の審査を経て、市長申立てを行い、成年後見制度の活用を支援するとともに、後見人等への報酬を支払うことが困難な者に対して、助成を行います。

(4) 虐待防止施策の推進

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で生活できる生活環境や福祉サービスの利用環境の構築を目指すため、適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むといった高齢者虐待防止の体制整備を進めます。

あんしん長寿相談所を中心に、大津市権利擁護サポートセンター職員や弁護士をメンバーとする「虐待対応検討会議」を定期的で開催し、高齢者虐待の対応スキルの向上を図ります。なお、開催にあたっては、オンライン参加の導入などの運用方法の見直しを行い参加率の向上を推進しています。

また、認知症サポーター養成講座や高齢者虐待防止に関する研修会の開催等を通じて高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域の関係機関や民生委員と連携し、高齢者虐待の早期発見や予防的な取組を行います。

虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むとともに、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。

さらに、介護現場において、高齢者の尊厳を守るケアを実現するため、「認知症ケア向上研修会」を開催し、高齢者虐待の防止についての普及・啓発活動を推進します。

4 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備

(1) 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進

「認知症初期集中支援チーム」は介護や医療の専門職で構成され、認知症地域支援推進員やあんしん長寿相談所、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等との連携により、認知症の人やその家族を訪問し、アセスメントや情報提供など、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。今後も、継続的に支援を行っていくとともに、チームの普及・啓発に努めてまいります。また、チーム員の定着と育成を図り、より多くの相談に多様に対応できる体制の構築を進めてまいります。さらに、チームの人材確保に努め、地域や各種関係機関とのネットワークづくりを強化していきます。

(2) 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実

認知症の早期発見と迅速な支援につなげるため、医療機関や医師会等との更なる連携強化を図っていきます。

また、認知症等の症状により、車の運転に支障がある高齢者に対し、あんしん長寿相談所、初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が連携し、滋賀県警察本部や医療機関などと協力しながら、当事者が今後の生活等について主体的に意思決定できるよう支援します。

さらに、地域の中の認知症介護の専門職や介護経験者が相談等に対応する「認知症相談窓口協力事業所」の登録事業所数を増やします。

(3) 認知症ケアの質の向上

認知症の人や家族がこれまでの暮らしを継続するためには、認知症介護を担う介護事業所の存在が欠かせません。このため、介護職員等が認知症ケアに必要な基本的な知識・技術や認知症が生活に及ぼす影響を学び、認知症の人の気持ちに寄り添った視点を身に付けるため、「認知症ケア向上研修」と「認知症ケア現地相談事業」を実施します。今後は、本事業の価値と魅力を向上させ、戦略的な周知と参加促進を通じて、市内における認知症ケア全体の質向上を推進していきます。

(4) 認知症の人の家族介護者への支援の充実

認知症高齢者家族介護者支援の取組として、認知症の理解や介護技術の向上を目的とした「介護技術教室」を開催するとともに、関係団体と協力し、家族介護者同士が安心して課題を共有し支え合えるよう、継続的な交流機会の創出に向けて「家族版認知症カフェ」の設置を検討します。

5 認知症予防や早期発見のための対策の推進

(1) 予防に関する啓発及び知識の普及

運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による孤立の解消や役割の保持等が、認知症の予防に資する可能性があると考えられています。このため、あんしん長寿相談所やすこやか相談所と連携し、生活習慣病予防に関わる保健事業（健康教室等）や介護予防事業（出前講座や各種サロンへの参加等）の実施を通じて、認知症予防に関する啓発及び知識の普及に努めます。あわせて、予防意識の低い層が自ら健康づくりや社会参加に取り組み、それを継続できるよう、対象の特性に応じた効果的な情報発信や参加しやすい機会の創出、医師会や民間事業者、地域団体等の多様な主体との連携などを通じて、自然と健康づくりや社会参加につながる環境づくりを進め、行動変容と継続的な実践を促す仕組みの構築に取り組めます。

(2) 早期発見・早期対応の充実

認知機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域の関係機関間の日頃からの有機的な連携が必要です。そのため、あんしん長寿相談所、かかりつけ医等は、関係機関間のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気付いて本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるよう努めます。

具体的な取組として、本人や家族が早期に認知症の兆候に気づき、必要な相談につなげることができるようパソコンやスマートフォンからウェブ上で本人または家族が認知症の簡易チェックを実施できる専用サイトの周知を図り、必要に応じて早期にあんしん長寿相談所等の相談機関につながる仕組みづくりに取り組めます。また、医師会との連携をさらに強化し、認知症の疑いがある人に対して必要な時に迅速かつ適切な医療・支援を提供できるような地域連携体制の構築を推進していきます。今後は簡易チェックを行い、必要に応じて速やかに医療機関等へつなぐ「もの忘れ検診（仮称）」の導入に向けた検討を進めます。

加えて、認知症サポーター養成講座を受講した企業や事業所等が登録する「オレンジ協力隊」について、登録後の活動が形骸化することなく、地域における見守りや認知症の疑いがある人をあんしん長寿相談所へつなぐ役割を果たせるよう、関係機関との連携体制を再整備し、早期発見・早期対応に努めます。